

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	
(1)教育上の理念, 目的	3
(2)養成する人材	11
(3)教職大学院設置計画と平成19年4月に開設した2専攻との関係について	17
2. 研究科, 専攻等の名称	
(1)専攻名称	18
(2)研究科, 専攻の英訳名称	18
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	
(1)教育課程の全体構成	19
(2)教育課程構成上の基本方針	19
(3)共通基礎科目・専門科目・実習科目の基本的な考え方	19
4. 教員組織の編成と考え方	
(1)教員組織の編成の考え方	46
(2)教員配置計画	46
(3)実務家教員の配置	47
(4)教員の年齢構成等	47
(5)理論的な科目を担う教員実務家教員の役割と具体的連携方法	48
(6)実務家教員の採用計画, 恒常的な確保策等	48
(7)みなし教員を含む専任教員の教育研究上の責任体制・管理運営への参画	50
5. 教育方法, 履修指導の方法及び修了要件	
(1)中教審での提案に基づく本学の取組み	51
(2)各コースの教育方法の特色	52
(3)標準修業年限及び修了要件	54
(4)履修方法	56
(5)学生が1年間に履修する単位数の上限設定について	57
(6)長期履修学生に対する履修指導方法について	57
(7)共通基礎科目に係る教育課程の変更について	58
(8)他コース科目の履修	58
(9)成績評価方法	58
(10)各コースの履修モデル	58
(11)小学校教員養成特別コース学生への履修指導の配慮について	58
6. 既設学部(修士課程)との関係	
(1)本学学校教育学部との関係	61
(2)本学既設修士課程との関係	61

7. 施設・設備等の整備計画	
(1)教職大学院専用の講義室の整備	63
(2)教育実践コラボレーションセンターの設置	63
(3)設備の整備	63
(4)図書等の資料整備	64
(5)学術雑誌の整備計画について	64
(6)大学院生研究室	64
(7)教職大学院4コースの開設場所	65
8. 入学者選抜の概要	
(1)養成する人材像	66
(2)入学者選抜に係る基本的な考え方	66
(3)コース別受入要件・入試方法	67
(4)夜間の「神戸サテライト」での学生受入について	68
9. 取得できる教員免許状	70
10. 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法	71
11. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス） で実施する場合	
(1)神戸サテライトの現状	72
(2)教職大学院のサテライトでの開講	72
(3)「神戸サテライト」の具体的整備計画	73
12. 自己点検・評価等	
(1)全学的な自己点検，評価への取組	74
(2)教職大学院の自己点検・評価	74
(3)外部評価	74
(4)修了生の追跡調査	74
13. 情報の提供	
(1)大学の教育研究活動に係る広報活動	76
(2)教職大学院の教育研究情報の提供	76
14. 教員の資質の維持向上の方策	
(1)ファカルティー・ディベロップメント（FD）の必要性	78
(2)教職大学院のFD活動	78
15. 管理運営の考え方	
(1)教職大学院の管理運営	79
(2)教職大学院の運営組織	79
(3)教育実践コラボレーションセンターの活動	80
16. 連携協力校等との連携・実習	
(1)連携協力校等との連携	81
(2)実習の具体的計画	83

1. 設置の趣旨及び必要性

(1)教育上の理念, 目的

①教員養成の現状

いかなる時代にあっても基本的に教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた、広い一般的教養、教科に関する専門的学力、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が要求される。

しかし、近年、教育を取り巻く社会状況がこれまでになく大規模かつ急激に変化し、また、子どもたちの学ぶ意欲の低下や規範意識・自律心の低下、社会性の不足、いじめや不登校等の深刻な状況など、学校教育が抱える課題が一層複雑化・多様化するなかで、このような変化や諸課題に対応し得る、より高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた実践力のある教員が求められるようになってきている。

したがって、今後の教員養成の在り方としては、学部段階では教科指導や生徒指導など教員として必要な基礎的・基本的な資質能力の育成を図り、大学院段階では現職教員の再教育も含め、特定分野の深い学問的知識・能力を有する教員や、教職としての高い実践力・応用力を持った教員を養成していく必要がある。

今日の我が国の教員養成の現状を見ると、平成13年11月の文部科学省の「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書」においては、学部における教員養成の問題点として、「教員養成に対する明確な理念・目的意識が欠如」、「体系的なカリキュラムの編成・実施が不備」、「理論や講義が中心で、演習・実習等が不十分」、「教職経験者による指導が少ない」など、学校現場の実態やニーズとの乖離が指摘されており、必ずしも学校現場での諸課題に対応できる実践力・応用力を持った教員の養成に成功しているとは言い難い状況にあると指摘している。

一方、大学院については、本学が全国に先駆けて「教員のための大学院大学」として、昭和55年より大学院修士課程に現職教員を入学させ、より高度な学習・研究の機会を与え、教員としての理論的、実践的な能力の向上を図り、再び教育の現場に戻ってその成果を活かしていくことができるような教員の養成・研修を目指してきた。その当時の設立理念はまさに教員の養成・研修に対する新構想であり、学校現場の実態やニーズにあった実践力・応用力の育成に主眼を置いた専門職大学院の様相を呈していた。ところが、実際には様々な要因によって大学院における高度専門職業人養成としての教育機能よりも、むしろ研究者養成としての教育機能の方に比重がかかり、個別の専門分野・領域の学問的知識・能力を重視するあまり、結果的に学校現場における実践力・応用力など、教職に求められる高度な専門性の育成がおろそかになっていたとの指摘もなされてきた。このような指摘を真摯に受け止め、「理論と実践の融合」をめざした教育実践学の構築に取り組んできたところであるが、現行大学院の枠組みの中では、これも不十分といわざるを得ない。

②中教審答申における教職大学院の提言

このような状況の下で、平成16年10月に文部科学大臣から中央教育審議会に「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の諮問がなされた。諮問の内容として、これからの社会の進展や将来の学校教育の姿を展望し、当面、教員養成における専門職大学院の在り方について、並びに教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について検討が求め

られ、中教審では約1年9ヶ月の審議を経て、平成18年7月に答申が出された。

このうち、専門職大学院制度を活用して教員養成の専門職大学院（以下「教職大学院」）を設置することは、従来のアカデミックな色彩の濃い大学院の教育機能や組織体制を見直す契機となり、大学院における高度専門職業人養成としての機能強化を図る上で非常に有効である。また、そうすることによって大学院における教育の目的がより一層明確になり、より質の高い教育の確保・維持と教育効果が期待される。特に本学の場合は、新構想教育大学として、主として初等中等教育教員の再教育によって、初等中等教育の高度な教育・研究能力を有する人材を育成することを目的としていることから、それを更に発展させていくためには、新たに教職大学院を設置し、既存の大学院のコースをそれに転換していくことが不可欠になってくると考えている。

中教審答申においては、「教職大学院」制度の必要性及び意義について、現代の教育現場では教育環境を取り巻く社会の変化や諸課題に対応できる高度な専門性と豊かな人間性、社会性を備えた力量ある教員が求められるようになってきており、大学院教育においても現職教員の再教育を含め、特定分野に関する深い知識と能力のある教員、高度な実践力や応用力を備えた教員を幅広く養成していくことが重要と述べられている。

また、「教職大学院」の目的・機能において当面、i) 学部段階で基本的な資質能力を修得した者の中から、「新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員」と、ii) 現職教員を対象に「地域や学校における指導的役割を果たし得る教員」の養成が提言されている。

現在、教員養成大学における大学院修士課程の人材養成の目的は、学生の得意分野を中心に、学校教育に関する理論と実践についての研究能力を持ち、実践の場における教育の推進者となる教員を養成することとされている。すなわち教員養成大学における大学院教育では、「個人の資質能力を向上させ、教育現場に良い影響を与えること」に主眼が置かれている。

これに対し、教職大学院の人材養成の目的は、上述のとおり「学校現場における実践力や応用力など高度な専門性を身に付けた指導的教員及び学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成する」こととしており、両者の目的、機能は明確に異なる。

また、教職大学院では、教育課程、教育方法等においても人材養成に沿った形で編成、実施することが提言されている。

このように、教職大学院では、現職教員を対象として、学校現場や地域における指導者層の養成を行うことが明確にされている。その理念は、本学がこれまで行ってきた人材養成の理念と軌を一にするものであるが、本学のこれまでの人材養成の目的を更に具体的にしたものとなっている。

③教職大学院に向けた本学の取組

中教審答申を受けて、本学では、これまで大学院修士課程において取り組んできた実績を活かし、教員の資質能力の向上に対する社会の要請に応え、時代の進展とともに生起する教育諸問題に対応する教員の力量形成を支援し我が国の教育の発展に寄与するという本学の設置理念の具現化のため、答申に沿った形の教職大学院の設置を計画した。

本学の設置する教職大学院の主要な研究対象としては、「理論と実践の融合」を図ることで、学校における教育諸活動及び教科の教育活動に関する「教育実践学」を構築し、その研

究成果を学校教育の現場に還元することである。

これらの考えから、教職大学院設置の具体は、現行の学校教育研究科(入学定員300人)の枠内で、教職大学院として「教育実践高度化専攻」(入学定員100人)を設置し、同専攻に、「学校経営コース(入学定員20人)」、「授業実践リーダーコース(入学定員30人)」、「心の教育実践コース(入学定員20人)」及び「小学校教員養成特別コース(入学定員30人)」の4コースを設け、それぞれの人材を養成することとしている。(資料1 兵庫教育大学大学院学校教育研究科の教育研究組織移行図参照)

また、教職大学院の教育課程は、中教審答申で提言されている内容に加え、これまでの本学の大学院教育での取組を踏まえ、共通基礎科目の充実、学校教育の実践課題の開発研究に取り組む専門科目の配置、及び実習科目の実施の工夫等を行うなどその内容が充実したものとなるよう計画している。

以上のとおり、本学は本来、新構想大学として大学院修士課程において現職教員の研修・研鑽を主な目的として取り組んできたが、今回の教職大学院制度の創設を契機にこれまでの取組内容を見直し、教育実践学を更に充実したものとしようとするものである。

④現行の修士課程と教職大学院との違いについて(教育目的・人材像・教育課程)

(7)修士課程の設置目的・養成する人材及びこれまでの取組について

本学は、主に現職教員の学校教育に関する高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院(修士課程)として、我が国初の「新構想教育大学」として設立され、その後、学校教育学部、連合大学院博士課程が整備され現在に至っている。

修士課程の設置目的は、主として初等中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を通して、学校教育に関する理論と実践についての研究能力及び実践の場における教育の推進者となり得る能力を養い、初等・中等教育教員としての高度の資質や力量の涵養を図ることとしている。

本学では、この目的に沿い、現職教員の再教育の中心機関としての役割を果たすため、これまで、社会や学校現場のニーズに合った大学院の専攻・コースの新設・再編、教育課程の改善を行ってきた。また、現職教員のニーズに応じた指導体制の確立、現職教員の就学機会の拡充、現職研修における教育委員会との連携協力及び修了生に対するフォローアップ体制の構築等に取り組んできた。

これらの取組等に対し、本学での自己評価は次のとおりである。

(a)現職教員の受け入れ状況について

本学の修士課程は、入学定員の3分の2(200人)程度は初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者を充てるとしている。

教育委員会の同意書のある現職教員の入学者は、学生受入を始めてから平成7年度まで、毎年200人を上回っていたが、平成8年度以降、徐々に減少し、平成19年度は107人となっている。

この主な原因は、阪神淡路大震災に伴う、地元兵庫県からの派遣者数の削減によるもの、また財政悪化を理由にした大阪府、岡山県、広島県等からの派遣者数の削減によるものである。更に平成12年4月に教特法が改正され、教員の研修については、自らが自発的に行うものとの理念に基づき、研修機会の多様化が図られ、各都道府県で

は徐々に新教育大学への派遣者数を削減してきたものと考えられる。

これらの社会の状況に対応して、本学では平成12年度から昼夜開講制を導入して神戸に夜間クラスのサテライトを設け、教育委員会の派遣によらない現職教員を受け入れてきた。

平成19年度の入学者数346人のうち同意書のある現職教員と同意書をもたない現職教員の合計数は146人であり、入学者数に占める現職教員の比率は42%となっている。

(b) 学生による授業評価について

本学では平成12年度から毎年学生による授業評価制度を取り入れている。評価の方法は、大学院の教育課程の共通・総合科目、専門・講義演習科目、専門・実験実習科目のそれぞれの区分毎に、各授業に対する評価項目を設定している。平成17年前期における授業評価結果のうち主なものは次のとおりである。

学生による授業評価結果（抜粋）

区分	主な評価項目	肯定的な意見 (そのとおり、ほぼそのとおり)
共通・総合科目	「教員は講義のテーマに関する知識を十分持っている。」	93%
	「学校現場、教育界の課題を取り上げ要請に込えている。」	73%
	(難易度)	88% (適切)
専門・講義演習科目	「教員の学問的主張が理解できる。」	88%
	「学校現場・教育界の課題を取り上げ要請に込えている。」	77%
	(難易度)	85% (適切)
専門・実験実習科目	「この授業は、学校での学習授業や教材開発に活用できる。」	70%

これらのことから、学生の授業評価では、本学の授業において、学校教育に関する理論的なもの及び実践力を高めるものをそれぞれ身に付けさせるよう教員が努力していることがうかがえる。

(c) 修了者の活動状況について

本学では、平成11年に現職教員の修了者を対象に「大学院修士課程の成果に関するアンケート調査」を実施した。この調査は第1期から第10期生、2,300人のうち現職教員1,953人から337人を抽出して行った。

その結果「本学の修士課程で学んだことが学校の教育活動等で役立っているか。(今に活かしているか)」の質問に対し、「たいへん役に立った。」と回答した者が81%となっている。また「本学で学んだことを基礎に何かの研究活動をしているか。」の質問に対しては、「学会への所属、論文発表」が41%、「研究会での論文発表」が27%とな

っている。

また、修了後の経歴を見ても総じて「優秀な若手教員」との評価が高く、例えば若い年齢層（50～54歳）までで校長の占める割合は全国平均では27.3%に対し、本学修了者では39.6%となっている。さらに修了者の校長、教頭の登用年令をみても、全国平均より約2年若く登用されている。

これらのことから、修了者が学校現場や教育委員会などで、本学大学院で学んだことを基盤とし、活躍している人が多いことが読み取れる。

(d) 今後の展開・見通しについて

本学修士課程はこれまで、わが国における現職教員の再教育機関としての中心的役割を果たしてきた。しかしながら上述の自己評価で述べたとおり、現職教員の入学者確保については、社会の変化に伴い、十分とはいえない状況にあり、このため神戸サテライトにおける昼夜開講や長期履修学生制度の導入を行ったところである。しかし、抜本的な対策になっているわけではなく、本学が今後も現職教員の再教育の中心機関としての役割を果たしていくためには、2年間フルタイムで学ぶという本学の特質をさらに活かしたカリキュラム設計や授業方法の改善、及び現職教員のニーズに応じた指導体制の確立などが必要である。

本学の中期目標では、大学院に係る基本的な目標として、学校教育における実践的指導力を持った教員の養成と現職教員としての優れた資質・力量を備えた人材の育成、及び教育実践学の高度な研究・指導能力を持った人材の輩出、教員の高度専門職業人としての力量形成を図るための大学院の整備拡充を掲げている。この中期目標を達成するためにも、今回の中教審答申で提言されている教職大学院の設置に向けた取り組みを通して、今日の学校現場において求められている人材、とりわけ高度な専門性を備えた人材を育成し、社会の要請に応えうる大学院の整備拡充を図ることとしたと考えている。

(イ) 教職大学院の設置目的・養成する人材について

中教審答申においては、「教職大学院」制度の必要性及び意義について、現代の教育現場では教育環境を取り巻く社会の変化や諸課題に対応できる高度な専門性と豊かな人間性、社会性を備えた力量ある教員が求められるようになってきており、大学院教育においても現職教員の再教育を含め、特定分野に関する深い知識と能力のある教員、高度な実践力や応用力を備えた教員を幅広く養成していくことが重要と述べられている。

また、「教職大学院」の目的・機能において当面、i) 学部段階で基本的な資質能力を修得した者の中から、「新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員」と、ii) 現職教員を対象に「地域や学校における指導的役割を果たし得る教員」の養成が提言されている。

現在、教員養成大学における大学院修士課程の人材養成の目的は、学生の得意分野を中心に、学校教育に関する理論と実践についての研究能力を持ち、実践の場における教育の推進者となる教員を養成することとされている。すなわち教員養成大学における大学院教育では、「個人の資質能力を向上させ、教育現場に良い影響を与えること」に主眼

が置かれている。

これに対し、教職大学院の人材養成の目的は、上述にもあるとおり「学校現場における実践力や応用力など高度な専門性を身に付けた指導的教員及び学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成する」こととしており、両者の目的、機能は明確に異なる。

また、教職大学院では、教育課程、教育方法等においても人材養成に沿った形で編成、実施することが提言されている。

このように、教職大学院では、現職教員を対象として、学校現場や地域における指導者層の養成を行うことを明確にされている。その理念は、本学がこれまで行ってきた人材養成の理念と軌を一にするものであるが、本学のこれまでの人材養成の目的を更に具体的にしたものとなっている。

(9) 本学における教職大学院の設置と既設修士課程との関係について

中教審答申を受けて、本学では、これまで大学院修士課程において取り組んできた実績を活かし、教員の資質能力の向上に対する社会の要請に応え、時代の進展とともに生起する教育諸問題に対応する教員の力量形成を支援し我が国の教育の発展に寄与するという本学の設置理念の具現化のため、答申に沿った形の教職大学院を設置することとする。

本学における教職大学院の具体の設置は、現行の学校教育研究科（入学定員300人）の枠内で、教職大学院として「教育実践高度化専攻」（入学定員100人）を設置し、同専攻に、教員のライフステージにおけるキャリア発達に即して、学校経営や教育行政のリーダー層の養成として「学校経営コース（入学定員20人）」、学校におけるミドルリーダー層の養成として「授業実践リーダーコース（入学定員30人）」、「心の教育実践コース（入学定員20人）」及び、新人教員養成として、「小学校教員養成特別コース（入学定員30人）」の4コースを設け、それぞれの人材を養成することとしている。

また、教職大学院の教育課程は、中教審答申で提言されている内容に加え、これまでの本学の大学院教育での取組を踏まえ、共通科目の充実、学校教育の実践課題の開発研究に取り組む選択科目の配置、及び実習科目の実施の工夫等を行うなどその内容が充実したものとなるよう計画している。

以上述べたとおり、本学は本来、新構想大学として大学院修士課程において現職教員の研修・研鑽を主な目的として取り組んできたが、今回の教職大学院制度の創設は、これを契機にこれまでの取り組み内容を見直し、教育実践学を更に充実したものとしようとするものである。

教職大学院の設置に伴う、既設専攻・コースについては、本学の設置の理念や人材養成の目的からして、将来的には教職大学院へ移行する割合を増加させることが考えられるが、当面は次の理由で既設専攻・コースと教職大学院との両方で人材養成をすることとする。

(a) 教職大学院での人材養成になじまない分野等への対応

既設専攻中、学校教育学専攻の学校心理学コース、臨床心理学コース及び特別支援教育学専攻の心身障害コース、特別支援教育コーディネーターコースについては、中

教審答申で述べられているとおり、教員に付加される専門的職務に必要な知識・技能に特化したものであるため、当面は現在の専攻・コースでの人材養成を行うこととする。

さらに、教科・領域教育学専攻の各コースについては、教科内容について高度な専門性を有する研究開発とともに、教科をどのように指導するかについてのカリキュラム指導力を身に付けさせるための教育研究を行っている。

今日、学校現場において、小学校における教育活動は教科を超えた授業が主であるのに対し、中学校、高等学校では教科に根ざした授業が行われるため、教科毎に高度な専門性と適確な指導力を身に付けた教員が求められる。

また、学校現場の外、教育委員会、研修センター、文部科学省（教科調査官）等において、教育課程、教育方法、研修計画等のプランニング、指導、スーパーバイズ等の業務に携わって教育指導行政の中心的役割を果たしており、今後も各教科・領域の教科内容や指導力の研究開発を中心としたものについては、現在の専攻・コースで人材養成を行うこととする。

なお、既設専攻においても、これまで取り組んできたとおり、教育内容、教育方法に実践的なものを取り入れる等の改善を図り、教育現場と乖離することなくその現状を的確に分析して、理論化につなげる研究や指導をより推進することとしたいと考えている。

(b) 既設専攻・コースへの入学志願者が多いこと。

本学の平成19年度入試の状況は、下表のとおりである。

区分		募集人員	志願者	受験者	入学者	うち現職教員
既設	学校教育学専攻	80 ^人	252 ^人	238 ^人	88 ^人	34 ^人
	特別支援教育学専攻	30	45	44	40	24
	教科・領域教育学専攻	90	166	158	127	46
	計	200	463	440	255	104
新設	学校指導職専攻	20	16	15	15	15
	教育実践高度化専攻	80	116	109	76	27
	計	100	132	124	91	42
合計		300	595	564	346	146

このうち既設の3専攻の募集人員200人に対し、志願者が463人（2.3倍）となっており、既設専攻に対する入学志願者が多い。また、入学者数でも現職教員146人中104人（71%）が既設専攻に入学しており、既設専攻に対する現職教員の期待の大きさもうかがえる。

既設の教科・領域教育学専攻の入学者127人のうち現職教員46人の内訳は、小学校教員13人、中学校教員15人、高等学校教員17人、特別支援教育教員1人となっており、この専攻・コースでは中学校・高等学校教員のニーズは大きい。

従って、これらのニーズに対応して、臨床心理学や特別支援教育学等特定の分野や

各教科・領域に特化した人材養成は既設専攻で行うこととする。

(c) 連合大学院博士課程への接続が必要であること。

本学は連合大学院による博士課程を設置し、学校における教育諸活動及び教科の教育活動に関する実践的研究を行い、その成果を基に実践に根ざした学校教育学に関する教育研究のできる人材を育成し、教育現場、教育行政機関、教員養成大学等の各方面に供給している。

連合大学院博士課程の教育研究機能としては、下表のとおり学校教育実践学専攻（2連合講座）と教科教育実践学専攻（5連合講座）から構成されている。

今後の連合大学院博士課程の研究活動及び人材育成のための教育活動を充実させるためには、修士課程における教育研究を通じて教育学分野における実践的視野をもった学生を受け入れることが必要であり、このため既設の専攻・コースが必要不可欠と考えている。

専攻	連合講座
学校教育実践学専攻	学校教育方法
	学校教育臨床
教科教育実践学専攻	言語系教育
	社会系教育
	自然系教育
	芸術系教育
	生活・健康系教育

なお、教職大学院を修了し、更に連合大学院の博士課程レベルの教育研究を希望する者に対し、連合大学院では「学校教育実践高度化専攻（仮称）」の専攻増を計画している。

(I) 既設修士課程と教職大学院との教育課程の相違・特色等について

(a) 既設修士課程の教育課程は、各専攻の教育研究の目的に沿って構成されている。

修了要件は、32単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、学位論文の審査に合格することとしている。

(学校教育学専攻)

教育学、心理学をはじめとする関連諸科学の研究成果を支えとし、学校教育の理論と実践についての総合的な教育研究を行う。

(特別支援教育学専攻)

各障害等のある児童生徒の発達とその特質の理解のもとに、特別支援教育に対処すべく障害児の教育、心理、生理及び病理、指導法さらにはコーディネート等に関する総合的、専門的な教育研究を行う。

(教科・領域教育学専攻)

学校教育における教科教育の実践に視点を置き、小・中・高等学校等における各教科間の専門諸科学の学際的関連や境界領域等を考慮した教育研究を行う。

(教育課程の構造)

区 分		内 容	
共 通 科 目	人間の成長・発展に関するもの	教員としての幅広い共通した高度の専門性を得させるため、 教職系の科目として開設する。	
	教育の組織・運営に関するもの		
	教授・学習システムに関するもの		
	児童・生徒指導に関するもの		
専 攻 科 目	総 合 科 目	教員としての幅広い専門性を得させるため、専門諸科学の総 合的内容について開設する。	
	専 門 科 目	専門分野	教員としての高度の専門性を得させ、専門職としての能力を 向上させるため、専門諸科学についての各専攻・コースにお いて開設する。なお、教科・領域教育学専攻にあつては、教科 教育に関する分野についても開設する。
		教科教育 分野	
目	課 題 研 究	各学生のもつ研究課題に配慮し、各コース・分野に開設する。	

(b) 本学の設置する教職大学院教育実践高度化専攻では人材養成の目的に沿って中教審答申で示された「共通基礎科目」、「専門科目」、「実習科目」で構成する教育課程とする。

なお、修了要件は、共通基礎科目20単位以上、専門科目20単位以上（小学校教員養成特別コースは16単位以上）、実習科目10単位（小学校教員養成特別コースは14単位）の合計50単位以上を修得することとしている。

また、本学の教職大学院の教育課程の特色は次のとおりである。

- ①教員に求められる高度な専門性の育成を目指すものであること。
- ②授業科目における理論と実践の融合を実現させるものであること。
- ③確かな「授業力」と豊かな「人間力」を育成するものであること。
- ④学校現場やデマンドサイドとの連携を重視するものであること。
- ⑤授業科目の設定においては、現職教員に配慮したものであること。

以上のとおり、人材養成の理念、目的別に修士課程と教職大学院の専門職学位課程では、教育課程や教育方法及び修了要件において明確な相違がある。

(2) 養成する人材

本学では、現行の大学院学校教育研究科修士課程の「学校指導職専攻」及び「教育実践高度化専攻」を廃止・転換し、新たに教職大学院として同研究科内に「教育実践高度化専攻（入学定員100人）」を設置することとする。

平成18年7月の中教審答申においては、教員に対する様々な要請や各大学における大学院段階での取組の実績等を考慮すると、教職大学院は、当面、①一定の教職経験を有する現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた「スクールリーダー」の養成、②学部段階で教員と

しての基礎的・基本的な資質能力を習得した者の中から、更により実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る「新人教員」の養成、の2つの目的・機能とするとされている。これを受けて、本学の教職大学院では、教員のライフステージにおけるキャリア発達の段階に即して、「学校経営リーダー養成」、「ミドルリーダー養成」及び「新人教員養成」の3つの養成段階を構想している。

このうち「学校経営リーダー養成」は、「学校経営コース」において、将来の校長、教頭などの学校経営専門職や学校経営を支援する指導主事、管理主事などの教育行政専門職を養成することとし、現在の「学校指導職専攻」を転換する。

「ミドルリーダー養成」は、主に「授業実践リーダーコース」と「心の教育実践コース」において、学校現場で指導的役割を果たすメンター教員、学校の授業実践改革で中心的役割を果たす教員、学校で道徳教育や生徒指導などの「心の教育」を推進できる実践力のある教員及び「心の教育実践プログラム」の開発と実践指導に中心的役割を果たす教員を養成することとし、現在の修士課程の同コースを転換する。

「新人教員養成」は、長期在学制度を活用した3年制の「小学校教員養成特別コース」において、新しい学校づくりの担い手となる新人教員を養成することとし、現在の修士課程の同コースを転換する。

なお、本学では、平成16年度より大学院修士課程に在籍しながら小学校教員免許状の取得が可能な「小学校教員養成プログラム」を実施してきた。このプログラムは、我が国初の制度であり、3年間の長期履修学生制度を利用しながら、修士課程の教育課程と学部の小学校教員免許取得に必要な開講科目を合わせて履修することによって、高度な専門性と実践性を有した小学校教員の養成を行ってきた。教職大学院の「小学校教員養成特別コース」の設置により同プログラムは廃止されるが、これまでの取組実績を同コースの運営に活かしていくこととしたいと考えている。

いずれのコースも学校現場や教育行政サイドからのニーズが高く、高度な専門性が要求される領域であるため、社会的な貢献も大きいと考えられる。

各コースの具体の人材養成への取組は次のとおりである。

①学校経営コース

学校という組織の運営にとって学校経営リーダーの果たす役割はきわめて大きい。しかも、今日の学校改革や教育環境を取り巻く社会の変化や諸課題に対応していくため、その役割は更に重みを増している。学校の校長をはじめ、運営を支える学校のリーダーは、特色ある学校を目指し、自律的で学校内外に開かれた学校経営を創造し、推進しなければならない。主体的で柔軟な学校改善者としての経営能力・力量や強力なリーダーシップが必要となっている。また、今日では、学校の条件整備機関である教育委員会にも従前とは異なる役割が要求されている。学校への指導・助言を職務とする教育長や指導主事には、各地域の特性や実態に応じた教育施策を企画・立案する能力が求められている。

本学は、昭和53年10月に「教員のための大学院大学」として創設され、昭和55年4月から大学院修士課程で主に現職教員を受け入れ、より高度な教育研究を通して教員に必要な理論的、実践的な能力の向上を図るとともに、教育研究の成果を学校現場の実践に還元できるよう教員の養成・研修を行ってきた。

その一つとして、従前から、本学大学院学校教育研究科の学校教育学専攻には、学校指導者の養成や教師の学級経営上の実践力を育成するなどのため教育経営コースを設置していた。さらに平成17年度からこれを「スクールリーダーコース」に転換し、今日の学校における自律的経営ニーズに対応するため、教員としてのこれまでの教育活動を踏まえ、今後、学校を運営する力量を育成する分野、学級経営を実践する力量を育成する分野を設けて、指導的役割を担う人材を養成してきた。

このような背景の中、本学では、これまでの大学院修士課程での実績を活かし、現行の学校教育研究科の学校指導職専攻を転換し、新たに「学校経営コース」を設置する。本コースは、学校現場での一定の教職経験等を有する現職教員（学校等リーダー層）を受け入れ、カリキュラムの内容を特化し、学校を自律的に運営できる高度な専門性を育成することによって、特色ある学校づくりを進める指導力を備えた学校経営専門職の養成及びこれを支援する指導力を備えた教育行政専門職の養成を行う。

学校経営のリーダーは教職の中核をなすものであり、「教育的基盤」をもった学校経営や教育行政の専門職でなければならない。学校経営コースは、教職としての高度の専門性と実践力・指導力を育成することを主目的とするものであるが、それをベースにしつつ、それに加えて学校経営と教育行政の専門性・実践力を養えば、「教育的基盤」をもつ学校経営・教育行政の専門職養成をむしろ効果的に行うことができると考えられる。したがって、学校経営リーダーとしての力量形成は本コースにおいて行うことこそが相応しい。

なお、既存の専攻（学校教育学専攻、特別支援教育学専攻及び教科・領域教育学専攻）は、学生が教科等において得意とする分野を大学院での教育を通じて学位を取得させることにより更に伸ばしていくという、いわば個人の資質能力の育成を図ることを主眼としている。今回新設する学校経営コースは、上記に加え、大学院教育において更に高度の実践力、応用力を身に付けさせることにより、学校運営又は教育行政の指導的役割を担う人材を養成することを目的としている。

そうした趣旨から、学校経営コースは、学校経営専門職分野と教育行政専門職分野を置き、前者は校長、教頭の候補者となりうる教員、並びに中堅層以上の教員、後者は指導主事、管理主事等の教育委員会の専門職員及びその候補者を対象に募集し、入学させる。入学定員は、両分野を合わせて20人とする。このコースでは夜間クラスは開設せず、昼間のみの開設とする。標準修業年限は2年間とする。

また、学校経営コースでは、学校経営専門職分野と教育行政専門職分野においてそれぞれ以下のような力量を持った学校指導者を養成することを考えている。

(7) 学校経営専門職分野

- a) 学校の教育・学習活動の改善能力（学校の教育・学習活動を改善するとともに、教職員の職能成長を促す教育的リーダーシップ）
- b) 学校のビジョン・目標の創造と共有化の能力（教育組織としての学校のビジョンを創造する能力とそれを教職員と共有するためのコミュニケーション能力）
- c) 合理的組織運営能力（危機管理能力など、学校組織を安全に、効率的・効果的に運営する学校マネジメント能力）
- d) 保護者・地域社会との連携構築能力（保護者・地域社会との連携を構築する開かれた学校づくり能力）

(イ)教育行政専門職分野

- a)特色ある施策の企画・立案能力(地方分権的教育行政のもとで要求される特色ある施策の企画・立案能力)
- b)自律的学校経営支援能力(自律的な学校経営を,教育課程・生徒指導・危機管理などに関して支援する能力)
- c)教職員研修企画能力(学校教育の変化とニーズに対応して,教職員の職能成長を図る行政研修を企画・実施する能力)

②授業実践リーダーコース

授業実践リーダーコースは,優れた教育実践力を備え,学校教育の抱える複雑かつ多様な諸課題解決に向けてリーダーシップを発揮し,積極的に実践改革に取り組める教員を養成する。

学校現場と協働して,ワークショップやアクション・リサーチなど,大学院生が実践的に取り組む演習や実習を豊富に取り入れ,カリキュラム開発力や単元開発力,教材開発力,授業設計・展開・分析・評価力,メンタリング能力,教育実践研究推進力など,学校現場の中核を担うリーダー的教員に求められる資質・能力の育成を目指す。

そうした趣旨から,授業実践リーダーコースは,授業実践指導者養成分野と授業実践開発研究分野から構成され,現職教員と学部新卒学生及び社会人経験者を受け入れ対象とする。現職教員は小学校又は中・高等学校の指導者層及び中堅層の教員を,また学部新卒学生及び社会人経験者は教員養成学部出身者で小学校教員免許状又は中・高等学校教員免許状を保持している者を一部受け入れ,入学定員を全体で30人とする。

また,このコースでは夜間クラスも開設し,現職教員のみを受け入れる。標準修業年限は2年間とする。

授業実践リーダーコースの目指す教員の資質能力像は,学部教育段階で修得した基礎的能力としての「確かな『授業力』の基礎」及び「豊かな『人間力』の基礎」に基づいて,初任段階から学校教育の場における実践経験を通して培ってきた発展的能力としての「高度な実践的指導力」,「優れた実践研究開発力」及び「探究的内省能力」に一層磨きをかけ,教育実践高度化専攻で特に「授業実践リーダー」に求められる「開発的活性化能力」を重点的に修得させようとするものである。

学校教育の場で,「授業実践リーダー」教員に求められる「開発的活性化能力」とは,ここでは,「カリキュラム開発能力」,「単元開発能力」,「授業研究能力」,「メンタリング能力」,「探究的文化創造能力」,「実践改革推進能力」,「メンタルヘルス環境改善能力」を内包する概念として定義することにする。

(7)「カリキュラム開発能力」,「単元開発能力」

例えば,既存の大学院,教科・領域教育学専攻・コースにおいては,各教科毎の教科内容・教材の本質的構造を学問的に追究し,より普遍性のある教科カリキュラムや教科単元等を開発する能力であるとされてきたのに対して,ここではむしろ各教員の勤務校における児童・生徒の実態,地域の独自の自然的・社会的・人的環境や資源,教職員の構成や特性等に配慮しながら,その学校なりの独自の教科カリキュラムや教科単元等を開発・工夫

する能力であるとするものである。

(イ)「授業研究能力」

単に科学的な諸観点から分析・評価するに留まらず、その学校における実践課題を発見し、課題解決プロジェクトを立ち上げたり、教員個々の個性や独自性を認めながら、よりよい授業実践への改善を目指すよう指導・助言を行い、教員個々への支援やカリキュラム改善等に結びつけていくような授業研究の能力である。

(ウ)「メンタリング能力」

教育実践における自己の改善目標を発見させ、自ら主体的に取り組むように支援するコーチングや適切な選択肢を発見させ、自ら主体的に意思決定させるようなコンサルテーション等を含み、対象者の個性や独自性を認めながら、更に充実した教育実践を目指して建設的に自ら改善・工夫しようとする意欲や構えを喚起し、計画的な目標等を持たせてその達成に取り組ませていく能力である。

(エ)「探究的文化創造能力」

教育実践改革への取組成果を大切に生かしながら、「課題発見 - 課題追求 - 課題解決 - 評価・改善」の構えを、常に新しいあらゆる対象に向けて適用しながら、よりよい教育実践の実現を目指して、教職員が一丸となって取り組んでいこうとする文化的風土を創造していく能力である。各学校が教育実践改革に取り組み、その成果を持続的・蓄積的に充実させ、独自の校風や伝統へと深めていく、教育専門職として共有すべき文化を創造する能力である。

(オ)「実践改革推進能力」

こうした教育実践改革の研究的な取組を、学校内外の資源や人材等を活用しながら組織的に立ち上げていく能力であり、実践改革を持続的・蓄積的に推進していく能力である。実践研究・実践改革のプロジェクトを組織化し、目標達成に向けて課題解決に取り組ませ、効果的に推進し、高い成果に結びつける能力である。

(カ)「メンタルヘルス環境改善能力」

同僚や若年教員の実践力向上に働きかけながら、学校全体の教育実践改革を力強く推進しようとする際、職場全体のメンタルヘルス環境を視野に入れながら取組の在り方を調整・工夫する必要がある、単に目標達成のためだけに邁進するのではなく、職場全体の意欲的な取組と全員参加を実現し、職場環境を明るく快適かつ健全に保ちながら、教育実践改革を推進していく能力である。(「問題教員」や「不適応教員」、心身症等による長期欠勤教員等を出さない職場環境づくりに取り組める能力でもある。)

以上のように、「開発的活性化能力」はこうした諸能力を内包しながら、「同僚や若年教員の実践力向上」に努め、「教育実践改革のための調査・研究、課題発見・課題解決、職場環境の活性化・健全化等をリード」し、「自ら率先して優れた教育実践の実現を目指して取り組んでいく包括的な能力」であり、学校指導職等と機動的に連携・協力し合いながら学校運営に貢献していく、授業実践リーダーとして期待される能力である。

③心の教育実践コース

心の教育実践コースは、道徳教育、進路指導、生徒指導・教育相談及び学級経営など、学

校においていわゆる「教科外教育」として位置づけられている分野の教育活動、学校・家庭・地域の連携のもとに展開されている地域教育活動、更には学校や地域による家庭教育への支援活動を包括して、「心の教育」という21世紀の教育の中心課題にすべての教員が効果的に取り組むことができる実践的力量を形成するとともに、学校や教育行政の中で「心の教育実践プログラム」の開発・実践指導において、リーダーシップを発揮する「心の教育スペシャリスト」の育成を行う。なお、ここでいう「心」とは、単に心理臨床分野で扱う狭義のものとは違って、学校や社会の中での社会性を基盤にした個々人の生き方・在り方を包括する広義の意味をもつものと捉える。

そうした趣旨から、心の教育実践コースは、道徳教育分野、学級経営分野、進路指導分野、生徒指導・教育相談分野から構成され、現職教員及び指導主事と学部新卒学生（免許状を持つ社会人を含む。）を受入対象者とする。現職教員及び指導主事は、学校教育・社会教育の指導主事及び学校の主任クラス（教務主任、道徳主任、特別活動主任、教育相談主任、進路指導主任など）の現職教員及び将来指導主事、主任となる者を、また学部新卒学生（免許状を持つ社会人経験者を含む。）は教員免許を持ち、将来教員となって、この分野で活躍する資質と意欲を持つ者を受け入れ、入学定員を全体で20人とする。

また、このコースでは夜間クラスも開設し、現職教員のみを受け入れる。標準修業年限は2年間とする。

心の教育実践コースでは、以下のような教員を養成しようと考えている。

(7)各学校において「心の教育」を推進する実践的力量のある教員

(4)学校や教育行政の中で「心の教育実践プログラム」の開発・実践指導においてリーダーシップを発揮できる教員

④小学校教員養成特別コース

小学校教員養成特別コースは、教員養成学部以外の卒業者や教員免許状を取得しないまま卒業した社会経験豊かな者等に対して、それまでの経験を活かし、本学学校教育学部の開講科目から小学校教員専修免許状取得に必要な単位を修得させるとともに、大学院において、深い子ども理解に支えられた「学級づくり」と「授業づくり」等に対応できるような実践的な授業科目を修得させる。これにより、個に応じた課題への対応、地域や保護者との連携など学校現場における即戦力として活躍できる高度な実践力と展開力を持ち、新しい学校づくりの担い手となり得る新人の小学校教員を養成する。

本コースは、一般大学卒業者又は社会人が小学校教員に就く道を拓くものであり、近年、子どもたちの学ぶ意欲や規範意識、社会性の低下など学校教育が抱える課題が一層複雑化・多様化している中、本コースが養成する教員は通常の教員養成大学等で養成された教員とは異なり、教職以外の得意分野や社会経験等を併せ持った新しいタイプの教員として教育現場に登用され、その結果、教員同士がお互いに刺激し合い、学校教育の活性化を図る一方策となるものである。

以上の趣旨から、小学校教員養成特別コースでは、小学校教員免許状を持たない学部新卒学生と社会人経験者を受入対象者とし、教員養成学部以外の出身者で、中・高等学校免許状の保持者と教員免許状を持っていない者を受け入れ、入学定員は30人とする。

また、このコースでは、夜間クラスは開設せず、昼間クラスのみを開設とする。標準修業

年限は、長期在学制度を適用して3年間とする。

小学校教員養成特別コースでは、以下のような教員を養成しようと考えている。

(ア)即戦力として活躍できる教員（実践的な指導力と展開力を持った教員）

(イ)絶えず実践を省察し、向上を目指す探究者としての教員（実践研究開発力と自己向上力を持った教員）

(3)教職大学院設置計画と平成19年4月に開設した2専攻との関係について

平成20年4月の教職大学院設置計画に先行して、平成19年4月に既設の修士課程に新しく2専攻（学校指導職専攻、教育実践高度化専攻）（以下「新専攻」という。）を設置した。

この新専攻の設置については、中教審の「専門職大学院ワーキンググループ」の検討状況を踏まえつつ、今後の大学院教育の在り方について本学独自の改革案について検討を行い、それをとりまとめたものである。

本学が取り組んできた大学院教育改革の基本コンセプトは、これまでの大学院教育での実績をベースとして、教育実践面において更に教育現場のニーズに合った内容等を構築することであり、最終的な制度設計においても、同上の中教審のワーキングでの審議経過報告や平成17年12月の中間報告の内容とほぼ同一なものとなった。

これらの中教審の審議状況等を踏まえた本学独自の大学院教育改革案は、教育現場等からのニーズや要請に、本学としてより高度な教員の資質・能力の育成を目指すことから、早急に対応することが必要と判断し、平成19年4月から修士課程の既設専攻を改組して新しく新専攻を設置したものである。

平成20年4月から教職大学院が制度化され、本学においても、平成19年4月に設置した新専攻を廃止して教職大学院を設置することとするが、既設の修士課程と教職大学院は制度面や授与する学位等が異なるため、新専攻に入学した学生は教職大学院に転籍させることなく、既設の修士課程の修了生として取り扱うこととし、学位は「修士（教育実践学）」を授与することとする。

2. 研究科，専攻等の名称

(1) 専攻名称

本学の教職大学院は，学校教育研究科内に独立した専攻として設置し，専攻名称は「教育実践高度化専攻」とする。

専攻名を「教育実践高度化専攻」とする理由は，本学の大学院学校教育研究科では，これまで現職教員を修士課程に受け入れ，教育研究の成果を学校教育現場の実践に還元できるよう，教員の養成・研修に取り組んできたこと，及び中教審答申においては，教職大学院を高度専門職業人の養成に特化したものとして位置づけ，具体的な制度設計の基本方針として学校現場等における教育実践力の向上を求めている。このため，本学の教職大学院においては，教育研究活動を通じて教育実践力の向上・高度化を図ることを目指す観点から，専攻名称を「教育実践高度化専攻」とした。

また，教育課程においても「教育実践高度化専攻」の名称に合致するよう，次のような工夫をしている。

①教員として共通に必要なとされる「共通基礎科目」においては，キャリア発達の違いに対応して，現職教員向けと学部卒業者・社会人経験者向けの2つの内容を用意すること，及び理論的内容と事例研究などの実践的内容を統合した科目を設定し，実践事例を通して分析の視点と実践的見識が身につくようにすること。

②コース毎の「専門科目」においては，専門領域の基礎理論に基づき，実践事例に関する知識を構造的・体系的に捉える能力と学校現場の諸課題に取り組める実践研究能力の育成を主なねらいとすること。

③「実習科目」においては，大学院レベルでの実習を効果的に行うため，実習校が取り組んでいる教育課題と研究内容を予め調査して，実習生の研究課題とマッチングさせること等の工夫をすること。

(2) 研究科，専攻の英訳名称

大学院学校教育研究科 「Graduate School of Education」

教育実践高度化専攻 「Advanced Professional Development in School Education」

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の全体構成

本学の教職大学院の教育課程は、大きく分けて、学生が共通に履修する「共通基礎科目」と、各コースや専攻分野の「専門科目」、「実習科目」から構成される。

教職大学院では、各コースの必要修得単位数を50単位以上とし、「共通基礎科目」が20単位以上、「専門科目」が原則20単位以上、「実習科目」が10単位以上になるよう各科目を設定した。

(2) 教育課程編成上の基本方針

① 教員に求められる高度な専門性の育成を目指す

本学の教職大学院では「学校経営リーダー養成」、「ミドルリーダー養成」、「新人教員養成」の3段階のキャリア養成を構想しているため、特に学校現場において将来的にリーダーとして指導的役割を果たすと考えられる教員に必要な資質・能力を育成すること。また、実践的な指導力と展開力を備え、新しい学校づくりの即戦力となる新人教員に必要な資質・能力を育成することを念頭に置いた教育課程の編成を目指す。

② 科目における理論と実践の融合を実現させる

教職大学院では、学校現場における実践力・応用力など教職に求められる高度な専門性を育成するために、学校教育における理論と実践との融合を強く意識した体系的な教育課程を編成することが特に重要である。これまでのように、理論に関する科目と実践に関する科目を区分し、理論に関する諸科目は実習によって自然と融合されるという予定調和的な考え方ではなく、科目内部で、あるいは科目間で理論と実践を意図的に融合させるという発想に立って科目内容を設定する必要がある。

③ 確かな「授業力」と豊かな「人間力」を育成する

学級運営・学校運営の基本となる教員の「授業力」を徹底して育成するとともに、児童・生徒や保護者、更には地域住民等とのコミュニケーション能力をはじめとする教員に必要な豊かな「人間力」の育成を目指す。

④ 学校現場やデマンドサイドとの連携を重視する

学校現場をはじめとしてデマンドサイド（教員採用側）のニーズや意向を十分踏まえた上で、特色ある教育課程を柔軟に編成するよう留意する必要がある。特に、教育課程、教育方法、履修形態、指導スタッフなど教職大学院の教育課程の運用全般に関して学校現場やデマンドサイドとの強い連携関係の構築が求められる。

⑤ 現職教員への配慮

現職教員に配慮し、共通基礎科目に現職教員用の授業科目を設定するとともに、「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」については、神戸サテライトにおいて夜間開講を行うほか、「実習科目」について3年以上の教職経験を有する者の実習を免除できる制度を導入する。

(3) 共通基礎科目・専門科目・実習科目の基本的な考え方

① 共通基礎科目について

今日の学校現場の課題に対応するためには、従来の教科・領域を超えた教育内容・指導

方法等が求められている。

このような学校現場からの要請に対応するため、教職大学院の学生に共通して履修させる授業科目群として「共通基礎科目」を設置する。

これらの「共通基礎科目」は、学校現場における中核的・指導的役割を果たし得る教員として求められる基礎的な領域や内容で構成されており、本学が目指す高度な専門性と実践力を備えた教員を養成するための基礎的な力量の形成に必要な不可欠なものであるため、学生に共通して履修させることとする。

なお、共通基礎科目の特色及び授業内容・方法の工夫は次のとおりである。

(7)理論的内容と事例研究などの実践的内容を統合した科目を設定し、実践事例を通して分析の視点と実践的見識が身に付くようにそれぞれの科目に適した授業形態とする。

(8)学生のキャリア発達の違いに対応し、現職教員向けと学部卒業者等向けの内容を用意する。

(9)学校現場における中核的・指導的役割を果たし得る教員として必要な基礎的領域として、次のとおり2群6領域を設ける。

I群：教員として必要とされる基礎的な次の5領域の授業科目で構成し、すべての学生に修得させるものとする。

「教育課程の編成・実施に関する領域」

「教科等の実践的な指導方法に関する領域」

「生徒指導、教育相談に関する領域」

「学級経営、学校経営に関する領域」

「学校教育と教員の在り方に関する領域」

II群：上記I群の他、学校現場からの必要性や教員として幅を持たせるため、その他の領域として3つの授業科目で構成し、学生に必要に応じて履修させるものとする。

「その他の領域（人間の成長と教育，特別支援教育，情報教育）」

※ 共通基礎科目のうち「教員のための情報処理演習」については、「基礎」と「応用」の2種類の授業科目を開設する。また、それ以外の授業科目については、現職教員向け授業科目（授業科目名の末尾に「A」を付す。）とその他学生等向け授業科目（授業科目名の末尾に「B」を付す。）をそれぞれ開設する。

(E)少人数のグループ編成によるシミュレーション，グループ・ディスカッション，ロールプレイングなどの授業形態を取り入れた教育を行う。

教職経験を有する学生（現職教員）とそれを持たない学生（ストレート学生）では、学習のバックグラウンドとキャリアが異なっており、学校教育への知識と課題意識が必然的に異なる。

大学院修士課程において多くの現職教員を受け入れてきた本学では、これまでの30年近くの教育経験から、バックグラウンドやキャリア等の異なる学習集団を教育内容・方法を共通にすると効率性と双方の満足度が共に低下するなど、その問題性を強く認識してき

た。そこで、共通基礎科目については、学習集団を別にして、(一定の共通内容の上に)それぞれに応じた内容・方法を設けることとした。

共通基礎科目Aの現職教員対象の授業では、学校現場からの実践事例を多くして、リフレクションを行うことにより実践の改善と発展を図る。また、それらを説明する理論を提供することにより、理論を踏まえた実践力を身につけさせるなど、より高度な内容とすることとしている。

共通基礎科目Bの現職教員以外対象の授業では、基本的な知識と理論の確実な獲得をまず目指し、その上でわかりやすい事例を提供し、応用力を身につけさせることとしている。

また一方で、バックグラウンドと問題意識の異なる両タイプ(現職教員、現職教員以外)の学生を一つの授業で同時に履修させることは学生間の相互作用をもたらし、とりわけストレート学生にとってメリットがあると考えている。そのような場合は専門科目と実習科目において設定されている。

②専門科目について

コース別専門科目は、具体的な事例に関する知識を、基礎理論を基に構造的、かつ体系的に捉えることのできる資質・能力を通じて、学校現場の諸課題に取り組むことのできる実践研究力の育成を主なねらいとしている。そのため、科目設定にあたっては、各専攻・コースの特色や指導目標に沿って、各学生の関心領域に応じた科目や、学校現場における今日的課題を設定し、その解決の研究に必要な、学問分野の枠を越えた科目を設定するよう工夫した。

また、専門科目は共通基礎科目で履修した内容を基に、コースの人材養成の目的に応じた科目を設定し、共通基礎科目との関連性を持たせながら、その内容を更に深化させたものとする。

(ア)「学校経営コース」の専門科目の分野と特色

本コースでは、次の4分野を設定して授業科目を開講し、専門科目としての特色を持たせることとする。

分野	内容(ねらい)
教育行財政・法規に関する分野	学校の制度的条件に関する理解を深め、法的思考力を育成する。
学校組織開発に関する分野	学校組織への理解を深め、組織改善についての力量を育成する。
学校経営実践に関する分野	実際の学校経営の諸課題に取り組みながら、経営実践力の向上をめざす。
フィールドワーク	さまざまな学校現場で観察し、調査分析を通して、学校経営実践力の向上を図る。

(特色)

- ・学校経営専門職と教育行政専門職に必要とされる力量を体系的に網羅し、実務能力の育成を図る。

- ・講義を通して基本的な理論を修得するとともに、演習などでより多くの事例に触れながら、実務的なトレーニングを行う。
- ・研究者と実務家が協働して教育課程を編成し、両者の協力のもとですべての授業を行う。
- ・学校、教育委員会と常に連携を図り、授業で取り上げる事例に関する情報を収集するとともに、授業における議論の内容を学校、教育委員会にフィードバックして、意見交換する。現場と直結した授業内容とする。
- ・すべての授業において、ディスカッション、プレゼンテーションを重視する。
- ・同期入学生による少人数の学習集団（コーホート）を作り、2年間常に学修、研究を共に行う。

(イ)「授業実践リーダーコース」の専門科目の分野と特色

本コースでは、次の4分野を設定して授業科目を開講し、専門科目としての特色を持たせることとする。

分野	内容（ねらい）
教員養成・研修におけるメンターシップに関する分野	教育実習生や若手教員の成長を支援できる能力・資質（メンターシップ）を育成する。
研究推進・課題解決研究に関する分野	実践研究のプロジェクトを組織化し、目標達成に向けて課題解決に取り組ませ、効果的に推進し、高い成果に結びつける能力の育成をめざす。
授業実践開発・教材開発に関する分野	自ら率先して優れた教育実践の実現をめざして取り組んでいく能力を育成する。科目は教科ごとに開講し、選択させる。
教育実践改善研究に関する分野	教育現場のニーズや、自らの課題意識に即した探究的研究活動に取り組むための能力の育成をめざす。

(特色)

- ・メンターSHIPをはじめ、授業実践開発や教材開発、研究推進などの科目を用意し、授業実践リーダーとしての資質・能力の育成をめざす。
- ・「教育実践課題解決研究」は、「教育実践研究開発プロジェクト実習」と「教育実践改善研究実習」に連動し、学校現場の実践課題に取り組む。
- ・授業実践開発・教材開発に関する分野では、各教科で教科教育担当教員と教科専門担当教員が連携・協力して授業を展開する。
- ・ワークショップなどを豊富に取り入れるなど、より実践的な授業を行う。

(ウ)「心の教育実践コース」の専門科目の分野と特色

本コースでは、次の4分野を設定して授業科目を開講し、専門科目としての特色を持たせることとする。

分野	内容（ねらい）
道徳教育分野	「心の教育実践コース」における”心”は、心理臨床分野

進路指導分野 生徒指導・教育相談分野 学級経営分野	で扱うような狭義のものではなく、社会性を基盤にした個人の生き方・在り方までも包括した広い意味を持っている。「教科外教育」に加え、学校・家庭・地域が連携して展開する地域教育活動、学校や地域による家庭教育への支援活動に関する内容も扱う。その上でこれらの実践力を向上させ、統合させていくことをめざす。
---------------------------------	---

(特色)

- ・学校における「心の教育」にかかわる諸領域(道徳、進路指導、生徒指導・教育相談、学級経営など)について、具体的に実践事例を分析し、その評価を行うことで指導力の向上をめざす。
- ・「心の教育」が多領域を包括することを踏まえ、学校・家庭・地域の三者の連携・関連性のもとに展開される「心の教育」に対応する科目を設定し、学生はすべての科目を履修する。
- ・教育相談の力量を段階的に高められるよう科目を設定する。
- ・ケーススタディ、シミュレーション学習、討議、アクション・リサーチなどを重視する。
- ・「心の教育」にかかわる諸領域の実践プログラムを開発し、その効果を検証する。
- ・総合課題としての「心の教育」を理解し、実践力を深めるため、「心の教育総合研究」を設定。心の教育実践プログラムを開発、実践する力量の育成を図る。

(I) 「小学校教員養成特別コース」の専門科目の分野と特色

本コースでは、次の5分野を設定して授業科目を開講し、専門科目としての特色を持たせることとする。

分野	内容(ねらい)
学級経営に関する分野 教科等の指導に関する分野 個の課題に応じた分野 教科実践研究に関する分野 教科の授業内容・方法に関する分野	小学校教育では、深い子ども理解に支えられた「学級づくり」と「授業づくり」が重要な柱となる。さらに、個に応じた課題への対応、地域や保護者との連携、教員自らが常に教育研究を重ねていくことなどが求められる。それらを踏まえて、実践的指導力と自己の実践を省察・改善できる能力を身に付けることのできる授業科目を開講する。

(特色)

- ・学校現場(連携協力校)の教員と大学教員、大学院生が協働して課題の発見・追究・検証を行う。
- ・学生の「対話」、「熟考」、「省察」を重視し、実践から”知”を構成する能力を養う。
- ・アクション・リサーチ、ケース・スタディなど、体験的・実践的な教育研究手

法を駆使した授業とする。

③実習科目について

(7)実習のねらい・目標

(a)教職大学院の実習科目は、学部段階における教育実習を更に充実・発展させ、実践的指導力の強化を図るために10単位以上の「学校等における実習」を行うこととなっている。学部段階での教育実習は、どちらかといえば授業実習に偏りがちで、むしろ学校の教育活動全体について総合的に体験し、考察する機会が必要である。そうした理由から、教職大学院の「学校等における実習」では、学部段階における教育実習で得た基礎的な理解の上に、ある程度長期にわたり、教科指導や生徒指導、学級運営等を経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことができる資質・能力を培うことをねらいとしている。

(b)平成18年7月の中教審答申の参考資料では、教職大学院の「学校における実習」のねらいについて要約すると、次の3点が述べられている。

- (I)学部教育における教育実習を通じて得た学校教育活動に関する基礎的な理解の上に、一定程度長期間にわたり教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関し、自ら企画・立案した解決策を主体的に取り組むことのできる資質・能力を培うものであること。
- (II)大学の実習担当教員の指導のもとに実習を行うことにより、学生は理論と実践の架橋・往還・融合の意味と意義を実感し、理論知を実践知に変換する資質・能力を獲得するものであること。
- (III)特に現職教員学生については、自らの実践とは異なる教育実践を客観的に観察し、あるいは特定課題に関わる学校での実務を主体的に担うことなどを体験・参画することにより、自らの教育実践を相対化し、教職大学院でさらに伸ばす自らの資質・能力の研究・育成を計画する機会となること。

本学においては、このねらいに沿って各コースごとに実習計画を策定してきたが、特に理論と実践の融合を強く意識して専門科目の内容と連携する実習の科目を設定して、専門科目で学修した知識・技術は実習を通して深めることができ、逆に実習で得た実践的な知見は専門科目を通して理論的な裏付けができるよう工夫しているところである。

(c)本学の教職大学院の4コースの実習の目標については、資料16-1から資料16-4に示す実習基本計画に挙げているが、その内容を要約すると次のとおりである。

(I)学校経営コースの実習の目標

実習科目である「学校経営専門職インターンシップ」では、学校経営の実際や校長・教頭のリーダーシップを観察・体験し、学校の経営者としての資質・力量を養うこと。また「教育行政専門職インターンシップ」では、教育委員会等にお

いて教育行政に係る施策立案の実際や指導主事等の職務を観察・体験し教育行政の担当者としての資質・力量を養うこと。

(II) 授業実践リーダーコースの実習の目標

本コースでは3つの実習科目を配置し、高度な実践的学修を通して次の資質を備えた教員を養成する。

(i) 優れた実践的指導力を備え、同僚や若年教員に対して指導的役割を果たし得るメンター教員

(ii) 学校教育の抱える複雑かつ多様な諸問題に対して積極的な実践改革へのリーダーシップを発揮できる教員

(iii) 教育専門職ゼネラリストとしての基盤の上に、専門的知識と確かな指導理論、優れた実践力・応用力を備えた教員

(III) 心の教育実践コースの実習の目標

本コースにおける実習科目を通して、学校における「心の教育」に関する包括的な実践的識と技能を体験的に身につけるとともに、新しい教育方法・教育内容の開発と評価の力量を形成する。それにより、所属学校及び地域における、この分野のリーダーとして活動できる資質・能力を育成する。

(IV) 小学校教員養成特別コースの実習の目標

本コースの実習科目を通して、自己の専門性を活かしながら小学校教員として必要な実践的な指導力及び展開力を身につけるとともに、絶えず実践を省察し、自己の実践的な指導力及び展開力の向上を図ることができる探究力や改善力を形成する。それによって、新しい学校づくりの担い手として高い期待に応えうる小学校教員を養成する。

(d) 本学の実習については、現職教員の学生は原則として現任校、現職以外の学生は本学が用意した兵庫県下の連携協力校で実施することとしている。

現職教員の学生を原則として現任校とするのは、現職教員が本学の教職大学院に入学する際には、自ら勤務する教育現場における課題や問題意識を持ってくることが想定され、それらの課題等に教職大学院での教育研究活動を通して解決する資質・能力を養うこととなる。このため実習を自らの教育実践活動の場である現任校で行うのが最も適切であると考えている。

なお、現任校が遠距離であるため経済的負担の問題や特別な理由により現任校での実習が困難な場合は、学生本人や関係者と協議の上、兵庫県下の連携協力校で実施する場合もある。

(I) 実習指導方針

教職大学院の教育課程の重要な部分を占める学校における実習を効果的に行うため、本学においては次のような指導方針のもとに実習を進めることとしている。

(a) 指導計画・体制の確立

本学の4コースとも実習指導は原則として全ての専任教員が担当することとする

が、そのとりまとめとして実習担当の教員（スーパーバイザー）を置き、実務家教員を充てる。

実習担当の実務家教員（スーパーバイザー）は、大学教員（アカデミックアドバイザー）と実習校の指導教員（メンター）と綿密に連携し、各コースの実習基本方針のもとに各学生ごとの個別の指導計画を作成する。各学生の個別指導計画の作成に当たって、本学では実習校（連携協力校）が取り組んでいる教育課題や研究内容をあらかじめ調査し、実習生の教育研究課題とマッチングさせることで、大学と実習校の双方にメリットのあるシステムを構築しており、このシステムを活用して有効な指導計画とすることができる。

(b)事前指導の実施

各学生の個別の指導計画は、スーパーバイザー、アカデミックアドバイザー及びメンターが中心となり、学生の状況を踏まえて作成するが、実習の開始前にオリエンテーションを実施し、実習の目的、内容及び実習校での活動の留意点等について説明を行う。オリエンテーションは、スーパーバイザーとアカデミックアドバイザーが担当するが、必要に応じて実習校のメンターも行うこととし、実習が円滑に行われるよう十分な配慮を行う。

(c)実習期間中の指導

実習生の実習期間中、大学の各コース専任教員（スーパーバイザー、アカデミックアドバイザー）が原則として4回（実習開始時1回、実習期間中2回、実習終了時1回）訪問指導を行う。この訪問指導は、実習プロジェクトの課題及び内容が円滑かつ適切に実施されているかについて、実習生と実習校の指導教員（メンター）に確認し、指導することを主な目的としている。なお、「授業実践リーダーコース」のうち遠隔地から来ている現職教員学生の指導については、専任教員による訪問指導の外に、当該地域に非常勤講師を配置し、専任教員と連携して現任校での実習指導を行うこととする。この場合、非常勤講師は、実習科目と関係の深い専門科目の授業に参加し、学生の研究課題を十分に把握した上で実習指導を行うこととする。

(d)事後指導の実施

実習の終了後、実習生は連携協力校や大学等が行う実習成果発表会に参加し、実習の反省と実習成果の発表を行う。

これらの事後指導は、スーパーバイザーとアカデミックアドバイザーが担当する。以上のとおり、本学教職大学院の実習の指導については、実習校との連携をしながら、その効果が十分発揮できるよう指導方針を定め、実習科目別及び各学生別の指導体制をとってきており、学生にその内容等を徹底させるため、「実習の手引」を作成することとしている。

(ウ)本学と実習校とのe-ラーニングのシステムの活用

本学の大学院（修士課程）には、全国の教育委員会等からの派遣により、多数の現職教員を受入れている。本学の教職大学院では、現職教員の実習は原則として現任校で行うこととしており、遠隔地に実習現場が多いことから、実習を効果的に行うため、

e-ラーニングのシステムを開発し活用する計画である。教職大学院における実習では、大学院と実習現場が連携協力して、実習生の指導と連絡調整にあたることが不可欠である。そのために、大学教員が実習校を訪問するなど直接の接触の機会をむろん定期的に設けられるが、特に実習校が大学院から遠隔地にある場合、それを補完し、充実させるためにe-ラーニングシステムは有用である。本学では既に平成16年度から既設大学院の一部の授業で自学自習システムを活用した教育活動が行われており、これをさらに発展させて実習のためのe-ポートフォリオシステムを開発する。自学自習システム及びe-ポートフォリオから、新たなe-ラーニングシステムが構成される。新システムによるコミュニケーションは非対面非同期ではあるが、大学院と実習校の常時の連絡や学習を可能にする。

実習用のe-ラーニングシステムは、自学自習システム及びe-ポートフォリオから構成される。自学自習システムによるコミュニケーションは非対面非同期ではあるが、電子掲示板を使っての大学院と実習校間の常時の連絡を可能にする。両システムは主に、次の活動に活用される。

- ・実習期間中の大学教員から実習生への指導
- ・大学教員と実習校の指導教員（メンター）の打合せ、連絡調整
- ・実習校の指導教員（メンター）の大学院における事前指導など実習関連授業への参加
- ・実習反省会（セミナー）における指導と双方向の議論・対話
- ・実習の様子を大学院の授業に送り、事例研究の資料として活用

(I) e-ポートフォリオの期待される効果

e-ポートフォリオ導入の主たる目的は、①大学院生の学びの蓄積と振り返りの促進、②大学院生、実習校の指導教員（メンター）、大学教員との円滑なコミュニケーションの促進である。

従来型の紙媒体による実習日誌・実習記録では、次のような問題点が挙げられる。①実習期間中の書き込み・閲覧は大学院生とメンターに限定され、大学教員や大学院生仲間が閲覧できるのは実習後にならざるをえず、タイムラグが生じる。②従来型の実習日誌・実習記録では、文字で記述された以外の情報を知ることは難しい。③教職大学院の実習は、複数の種類でかつ長期間に渡るため、記録されるデータ量は膨大な量となり、データの検索や再利用が難しくなる。④実習に関する連絡は密に行わなければならないが、日中授業等で多忙なメンターと大学教員、大学院生の3者が直接対面や電話で頻繁に連絡を取り合うことは現実的に難しい。

e-ポートフォリオシステムは、これまでの実習日誌・実習記録の問題点を克服し、実習等の履歴を動画や静止画など多様な形式の資料とともに電子的に記録・保存したり、インターネットでの閲覧・コメント書き込みを可能にしたり、データの検索や再利用を容易にするものである。また電子掲示板を併設することで、時間的空間的制約にとらわれないコミュニケーションを可能とする。

e-ポートフォリオシステムの活用により多様な効果が期待できる。まず、e-ポー

トフォリオの作成を通して、大学院生は自分の実習を客観視することになり、教師の成長に不可欠なフレクションが促進される。また、インターネットを通して、大学教員やメンターが、担当大学院生の学びの様子をいつでもどこからでも閲覧・書き込みできるので、適切な時期に指導をしたり議論をしたりすることが可能となる。また、大学院生間で相互のe-ポートフォリオを参照しあうことで、学びあいや励ましあいも期待できる。動画や静止画など実際の授業や子どもの様子を含めることもできるため、文字では表現されなかった情報を読み取ることがきる。こうして蓄積された記録は、大学院生の教師としての成長や能力を、つまり教職大学院における学習成果を、具体的なデータによって外部関係者に示すことを可能にしたり、後輩大学院生たちの参考資料にしたりできる。また、併設される電子掲示板で、実習関連の連絡調整等も時間を気にすることなく行うことができる。(資料2 e-ポートフォリオの全体構成参照)

本学で開発中のe-ポートフォリオシステムは、個人情報保護の観点からIDとパスワードで管理する。基本構成は以下の①～④のようにになっている。

①「わたしのサイト」は、「プロフィール」(図1)、「学びのプロセス」(図2)、「学びの産物」(図3)からなる。

プロフィール編集	
氏名	Student00
生年月日	1973年11月09日
性別	男
教員免許	小学校教諭第一種免状
資格・特技	剣道初段、書道二段、空手初段
社会人経験	なし
自己アピール	和風です

図1 プロフィール画面

コメント作成

指導案を作成中です

教育実践改善研究実習に向けて「個に応じた指導の工夫」をテーマに、小学校6年生家庭科「身近な材料をつかって調理実習をしよう」の学習指導案を作りかけしています。多様な個性に対応できるよう多様な方法を用意しましたが、最後のまとめ方に悩んでいます。

Attached Files: 指導案.doc

修正

指導案を見る限り、評価のことに触られていないようです。個に応じるためには、この違いを理解しなければならず、そのためにはまず評価方法を工夫しなければなりません。その点をもう少し考えてみてください。

Posted by 永田智子さん at 2007-09-20 10:24:53
Attached Files:

わたしも同じように悩んだことがあります。以前私が作ったプランが参考になるかもしれないので、添付します。よかったら見てみてください!!! 実習になるよう応援します。がんばってください。

Posted by Student01さん at 2007-09-20 10:29:22
Attached Files: プラン.doc

大学院生の書き込み

文書ファイル、静止画・動画ファイルなど添付可

大学教員やメンター、他の大学院生から大学院生の書き込みに対するコメント

図2 「学びのプロセス」画面例

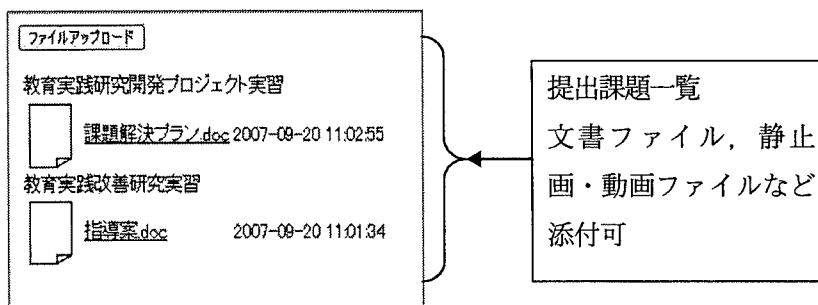


図3 「学びのプロダクト」画面例

大学教員やメンターは、プロフィールを読んで担当大学院生の概要を確認できる。「学びのプロセス」は、ブログのように日誌的に日々の実習の記録や授業の記録を残すことができる。例えば、大学院生は書きかけの指導案などを添付し指導を仰ぎ、それに対して他の大学院生、大学教員、メンターは、指導助言等を行うことができる。「学びのプロダクト」では、実習や授業で出された課題を電子的に提出できる。これは評定にかかわる提出物となるため、担当教員のみが閲覧できる。

②「みんなのサイト」は、同じコースの大学院生の「学びのプロセス」へのリンクである。他の大学院生の「学びのプロセス」を参考にしたり、互いに励ましあったりアドバイスしたりすることができる。

③「大学院生、大学教員、実習校教員の会議室」(図4)は、実習ごとの電子会議室で、時間を気にすることなく、実習にかかわる連絡調整を行うことができる。

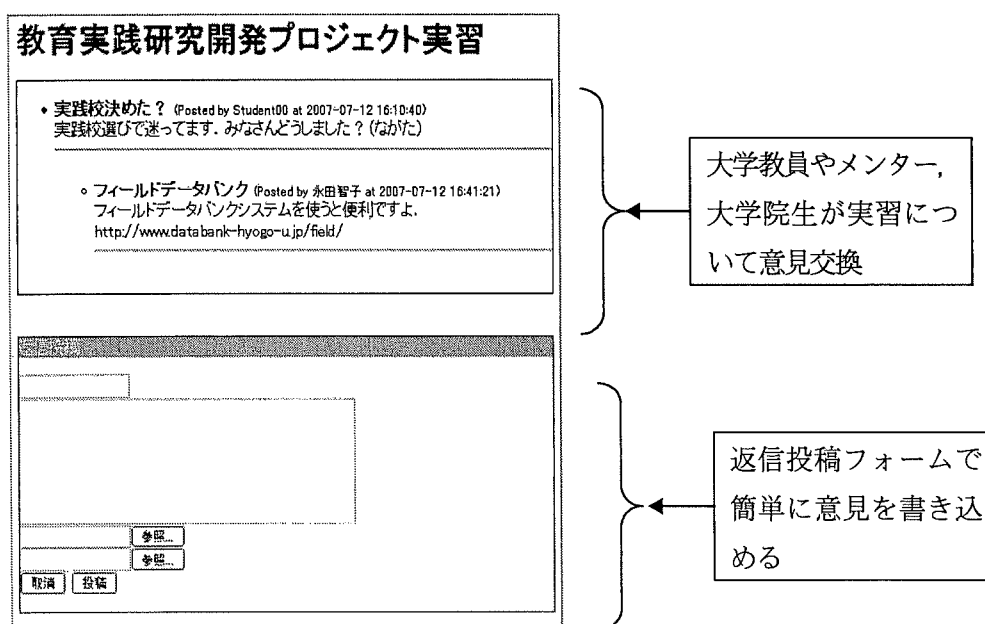


図4 「大学院生・大学教員・実習校教員の会議室」画面例

④「大学院生だけのしゃべり場」は、大学院生だけの息抜き場として利用できる。

e-ポートフォリオシステムの開発は、以下のスケジュールを予定している。

平成19年8月 学内でのプロトタイプを試作

平成19年9月 本学実習担当者による試作品の評価

平成19年10月 仕様書の作成

平成20年3月 入札、審査

平成20年4月 落札業者決定、発注、業者による製品の開発

平成20年8月 製品の納入、動作検証、学内説明会

平成20年10月 本格運用開始

現在、プロトタイプが完成し、本学実習担当者による評価段階である。

(イ)現職教員学生の現任校での実習及び遠隔地での実習指導

現在、本学の修士課程には、27都府県から現職教員が派遣されてきているが、平成20年度に設置予定の教職大学院にも相当数の都道府県から派遣が見込まれる。

本学大学院に派遣されている現職教員は、任命権者等からの研修派遣となっている。したがって、現任校での実習期間中は学校の通常勤務はできない仕組みとなっており、実習の開始前に、このことを関係者に十分周知し理解を求めることとする。

なお、実習期間中に現任校において取り組む実習内容については、実習の指導方針にもあるとおり、大学の実務家教員（スーパーバイザー）と大学教員（アカデミック・アドバイザー）及び現任校における実習指導教員（メンター）が十分協議して、個別の指導計画を作成することとする。また、年4回程度、コースの専任教員が実習校を訪問し細やかな実習指導を行うこととしている。

このように、現職教員が日常の勤務に埋没することは制度的に認められないし、また、具体の指導において配慮することとする。

本学へは、全国各地から現職教員が派遣されてきているが、現任校における実習の指導は上述のとおり4回の訪問指導が中心となる。更に、実習指導を充実させるため前記(I)のとおり、現在e-ポートフォリオシステムを開発しており、平成20年10月から本格実施する予定である。

(カ)「学校経営コース」の実習科目の特色

(実習科目)

- ・学校経営専門職インターンシップ
- ・教育行政専門職インターンシップ

(特色)

- ・実習生として学校経営や教育行政の実務に長期間携わることで、学校経営専門職、教育行政専門職としての職務内容の遂行や課題解決に必要な専門的知識、実践的スキルの修得をめざす。
- ・数日間、校長・教頭（学校経営専門職）、所属長（教育行政専門職）のシャドウイングを行い、実際の職務内容を恒常的に身近で観察する。
- ・日誌を作成し、全体を網羅したポートフォリオを作成する。
- ・実習の前後あるいは同時並行してセミナーを行い、各自の実地体験や成果・課題を深化し、統合し、相互に共有する。
- ・大学の実務家教員（スーパーバイザー）、大学教員（アカデミックアドバイザー）実習校の指導教員（メンター）が密接に連携しながら指導する。

(キ)「授業実践リーダーコース」の実習科目の特色

(実習科目)

- ・メンタリング実習
- ・教育実践研究開発プロジェクト実習
- ・教育実践改善研究実習

(特色)

- ・学部実習生の指導補助のほか、指導主事らによる教員研修を観察する「メンタリング実習」、連携協力校や現任校の実践研究に参加する「教育実践研究開発プロジェクト実習」、自らの課題を追究する「教育実践改善研究実習」の3種類を実施する。
- ・大学教員と学校現場の教員、大学院生が協働して内容を構築する。

(ク) 「心の教育実践コース」の実習科目の特色

(実習科目)

- ・心の教育実地研究Ⅰ（学校における「心の教育」の実際）
- ・心の教育実地研究Ⅱ（アクション・リサーチ）
- ・心の教育実地研究Ⅲ（ケースカンファレンス）

(特色)

- ・インターンシップを通して、学校や家庭、地域における「心の教育」を組織的に学ぶ。
- ・「心の教育実地研究Ⅲ」では、適応指導教室などにおいて教育相談業務に触れ、教員としてそれらと連携を図ることのできる実践的スキルの向上をめざす。

(ケ) 「小学校教員養成特別コース」の実習科目の特色

(実習科目)

- ・実地研究Ⅰ（基本実習）
- ・実地研究Ⅱ（発展実習）
- ・実地研究リフレクションセミナー
- ・インターンシップ

(特色)

- ・2年次に約5ヶ月、3年次に年間を通して約60時間実施する。
- ・教科や道徳、総合的な学習などの内容・方法・技術をはじめ、特別活動、生徒指導、担任業務など多岐にわたる内容とする。
- ・実習期間中、週に1日は大学でのセミナーに出席。その週の実習を振り返り、次週の課題や改善策を探る。また、実習末には学んだことを発表する。
- ・実習先（連携協力校）の学級担任、大学教員、大学院生が協働してチーム・コンサルテーションを持ち、実践的指導力や自己教育力の基礎を習得させる。

(コ) 実習を免除する場合の修得すべき内容の担保

平成18年7月の中教審答申において「一定の教職経験のある学生については、入学前の教職経験を考慮し、大学の判断で10単位の範囲内で教職経験をもって当該実習とみなすこともできるようにすることが適当である。」と示されており、その考え方が専門職大学院設置基準の免除規定に引き継がれている。

本学の教職大学院の実習科目については、コース毎に実践的指導力の強化を図るた

めと位置付け、かつ専門科目との関連性を十分に重視した設定を行っている。

本学では、中教審答申と専門職大学院設置基準で示された教職経験をもって当該実習科目を履修したものとみなし、免除することができる制度を活用しつつ、本学の教育課程の構成からして、専門科目を踏まえた実習科目の内容が十分担保されているかを見極めて、免除制度を運用することとしている。

なお、本学教職大学院の「授業実践リーダーコース」、「心の教育実践コース」は夜間クラスを設定しており、仮に免除制度が適用されないと、昼間に学校に勤務し、夜間に教職大学院で学ぼうとする意欲のある現職教員を排除することになりかねない。このため、修得すべき内容を十分担保することに留意しながら、厳格に運用を行うこととする。

(9)実習免除の根拠・考え方、学生の教職経験の評価と実習内容の関連性等

実習免除の根拠及び考え方については、専門職大学院設置基準第29条2項を適用して免除しようとするものである。この条文においては、免除できる前提条件として「教育上有益と認めるとき」は教員としての実務経験を有する者について適用できることとなっている。

本学においては、「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」の昼間クラスには現職教員と現職教員以外の学生を受け入れることとしているが、教職経験の有無により実習内容の理解度や修得状況も異なることから、3年以上の教職経験を有する者については一部の実習科目について免除制度を適用することとしている。

また夜間クラスでは、「心の教育実践コース」の一部の実習科目（心の教育実地研究Ⅲ（ケースカンファレンス））は夏季休暇等を利用して実習を行うこととしているが、それ以外の実習科目は免除制度を適用することとしている。このことは、昼間に学校に勤務し夜間に教職大学院で学ぼうとする意欲のある現職教員を受け入れるためのものである。

ただし、教職経験のみで免除することになると教職大学院の目指す教育課程が十分達成できたかどうか、さらには、教職大学院の求める人材像の養成ができるかどうかの問題もある。

このため本学では、別紙のとおり昼・夜クラス別に実習免除をする場合の手続を定め、この手続に沿った運用を行うこととする。

実習免除の手続きにより、免除するか否かについては、各実習科目ごとに実習の開始前に学生にレポート等を提出させ判断することとなっている。この場合、昼間クラスの学生は、免除ができないと判断された場合は、免除の対象とならないストレート学生と同様の実習を行うこととなる。また、夜間クラスの学生で免除をできないと判断された場合は、各コースで実習内容に沿った独自のプログラムを用意して実習を行うこととなる。

なお、これらの取扱いは、入学試験の実施前に受験生に対して十分な周知を行うこととする。

実習科目の免除について

区分	授業科目	免除可否	免除の手続き
授業実践リーダーコース	メンタリング実習 (2単位)	昼	免除可能 1年次の最初に、教育実習生担当時の課題とその解決方法についてレポートを提出させ、メンターとしての力量を確認し、免除を判断する。同様に、教育研修所等の研修講座実施時の課題とその解決方法についてレポートを提出させ、メンターとしての力量を確認し、免除を判断する。
		夜	免除可能 1年次の最初に、教育実習生担当時の課題とその解決方法についてレポートを提出させ、メンターとしての力量を確認し、免除を判断する。同様に、教育研修所等の研修講座実施時の課題とその解決方法についてレポートを提出させ、メンターとしての力量を確認し、免除を判断する。
	教育実践研究開発プロジェクト実習 (4単位)	昼	実施 —
		夜	免除可能 1年次末に、1年次に履修した専門科目「教育実践課題解決研究」において開発した課題別グループの授業モデルを勤務校で実践し、その成果をレポートとして提出させ、授業開発の力量を確認し、免除を判断する。免除する場合、その研究計画が勤務校において適切かつ効果的に行われるよう、各専門科目の授業において適切に指導を行う。
	教育実践改善研究実習 (4単位)	昼	免除可能 1年次末に、1年次に履修した専門科目「教育実践課題解決研究」において開発した個人の授業モデルの成果をレポートとして提出させ、授業開発の力量を確認し、免除を判断する。免除する場合、開発した授業モデルに関連する各専門科目の授業において授業モデルの発表を行うなど適切な指導を行う。
		夜	免除可能 1年次末に、1年次に履修した専門科目「教育実践課題解決研究」において開発した個人の授業モデルを勤務校で実践し、その成果をレポートとして提出させ、授業開発の力量を確認し、免除を判断する。免除する場合、その研究計画が勤務校において適切かつ効果的に行われるよう、各専門科目の授業において適切に指導を行う。
心の教育実践コース	心の教育実地研究Ⅰ (学校における「心の教育」の実際) (4単位)	昼	免除可能 学校現場での心の教育の実際についてレポートを提出させ、学校現場の取組についての認識と理解の状況を確認し、免除を判断する。
		夜	免除可能 学校現場での心の教育の実際についてレポートを提出させ、学校現場の取組についての認識と理解の状況を確認し、免除を判断する。
	心の教育実地研究Ⅱ (アクション・リサーチ) (4単位)	昼	実施 —
		夜	免除可能 実習に代わる研究計画を4月に提出させ、その実効性等を確認し免除を判断する。免除する場合、その研究計画が勤務校において適切かつ効果的に行われるよう、各専門科目の授業において適切に指導を行う。
	心の教育実地研究Ⅲ (ケースカンファレンス) (2単位)	昼	実施 —
		夜	実施 —

(2) 教職大学院の教育課程を踏まえた連携協力校の確保

本学教職大学院の実習科目は、学部段階での教育実習で得た基礎的な理解の上に、

ある程度長期にわたって教科指導や生徒指導，学校運営，学級運営などを経験することで，大学院生自らが学校での課題に主体的に取り組める資質・能力を養うことを目的としている。

また，教職大学院の教育課程構造の全体を通して，上述の資質・能力を身に付けることができるよう実習科目と専門科目を連携させ，専門科目で修得した知識・技術を実習を通して深めたり，逆に実習で得た知見を専門科目を通して理論的な裏付けをする等の工夫を行うこととしている。

更に，実習の目的で示している学校現場等の課題や問題に対し，実習生が主体的に取り組む解決策を探求することについては，実習生の抱える課題と学校現場の抱える課題が合致することが望ましく，大学が派遣する実習生と学校現場の両者が協働して取り組むことで教育上の効果が上がると考えられる。このため本学では，各コースの実習内容に対応できるよう多くの連携協力校（実習校）を確保したところである。

本学の連携協力校の確保には，平成19年4月に設置した学内の教育研究施設である「教育実践コラボレーションセンター」が重要な役割を果たしている。同センターは，兵庫県下の連携協力校（203校）の現状及び取り組んでいる教育課題や研究内容をあらかじめ調査したフィールドデータベースを運用しており，実習生の教育研究課題とのマッチングができるシステムとなっている。このため，今後大学側から学校現場で有用な情報を数多く提供することにより，更に多くの連携協力校を継続的に確保することが可能となると考えている。

なお，現職教員の学生は，原則として現任校において実習を行うこととしているが，このことは，現職教員は自らの学校現場等で直面している課題をもって入学してくることになるため，実習は現任校で行う方が望ましいと考えている。

(Ⅱ)実習の具体的内容及び連携協力校との具体的連携方法及びその実効性の担保方法

(a)実習の具体的内容

本学の実習のねらい・目標に沿って各コース毎に学校等における実習科目（2～3科目）を配置しているが，その具体的内容は次のとおりである。

(Ⅰ)学校経営コース

「学校経営専門職インターンシップ（10単位）」の実習内容

(ⅰ)インターンのポジション

- ・校長や教頭の見習い 「管理職実習生」(Administrative Intern)
- ・実際には「二人目の教頭」としての活動

(ⅱ)実際の学校指導者の職務内容や直面する課題(performances)，及びそれらを遂行・解決するのに必要な知識やスキル(competencies)から，実習内容は構成される。

①学校の教育・学習活動の改善能力(教育的リーダーシップ)を育成する活動

- ・教育課程の編成や評価に関する組織的活動
- ・生徒指導や進路指導に関する組織的活動

- ・校内研修や授業研究など，教職員の職能開発・成長を促す組織的活動
- ②学校のヴィジョン・目標の創造と共有化の能力を育成する活動
 - ・国や県の方針，施策，指導の重点を理解する活動，教職員に伝達する活動
 - ・学校教育目標や重点事項の立案に関する活動
 - ・学校の特性や実態，課題を把握し，理解する活動
 - ・地域の特性や実態を把握し，理解する活動
 - ・教職員と交流し，意思疎通を図る活動
 - ・学校評価に関する活動
- ③学校を効率的に，且つ安全に運営する能力を育成する活動
 - ・校内組織づくり（校務分掌，校内人事など）に関する活動
 - ・校内組織の運営（会議運営など）に関する活動
 - ・学校の施設・設備の管理に関する活動
 - ・予算の編成・執行（学校財務）に関する活動
 - ・教職員の心のケア・メンタルヘルス
 - ・さまざまな危機管理に関する活動
- ④保護者・地域社会との連携構築能力を育成する活動
 - ・学校と地域との教育連携づくり（地域人材の活用，地域資源の教材化，学校開放，開放講座など）に関する活動
 - ・学校評議員の運営に関する活動
 - ・学校情報の発信や広報，保護者・地域のニーズ把握に関する活動
 - ・保護者や地域住民と交流する活動

(iii) シャドウイング

数日間（1週間）の校長・教頭のシャドウイング(shadowing)を必須とする。

(iv) 大枠は(ii)のとおりであるが，各実習生について個別の計画を作成し，大学教員，実習校の指導教員，実習生が共有する。実習生は自分の力量の現状を把握した上で，個別の目的や課題をもって望む。

(v) 活動記録（日誌(log)）を毎日作成し，全体を網羅したポートフォリオ（実習記録）を作成する。

(vi) 指導教員（校長等）は定期的に（できれば毎日の勤務後に），実習生の質問を受ける時間を設け，指導を行う。

(vii) セミナー

インターンシップの前後あるいは同時並行してセミナーを行い，各自の実地体験や成果・課題を深化し，統合し，相互に共有する。

「教育行政専門職インターンシップ（10単位）」の実習内容

(i) インターンのポジション

・指導主事や管理主事の見習い「教育行政職実習生」(Educational Administrative Intern)

(ii) 実際の教育行政専門職の職務内容や直面する課題(performances)，およびそ

れらを遂行・解決するのに必要な知識やスキル(competencies)から、実習内容は構成される。

①特色ある施策の企画・立案能力を育成する活動

- ・国，県，市町村の方針，施策，指導の重点を理解する活動
- ・管轄する学校の特性や実態，課題を把握し，理解する活動
- ・地域の特性や実態を把握し，理解する活動
- ・施策の立案過程に関する活動
- ・政策評価や行政評価に関する活動

②自律的学校経営支援能力を育成する活動

- ・教育課程の指導に関する活動
- ・生徒指導の指導に関する活動
- ・教員人事に関する活動
- ・教職員評価に関する活動
- ・学校の危機管理に関する活動

③教職員研修企画能力を育成する活動

- ・行政研修の企画に関する活動
- ・行政研修の実施に関する活動
- ・行政研修の評価に関する活動
- ・校内研修を支援する活動
- ・指導力不足教員の研修に関する活動

(iii)シャドウイング

数日間（1週間）の所属長（課長，主幹，主任指導主事，教育長など）のシャドウイング(shadowing)を必須とする。

(iv)大枠は(ii)のとおりであるが，各実習生について個別の計画を作成し，大学教員，実習校の指導教員，実習生が共有する。実習生は自分の力量の現状を把握した上で，個別の目的や課題をもって望む。

(v)活動記録（日誌(log)）を毎日作成し，全体を網羅したポートフォリオ（実習記録）を作成する。

(vi)指導教員（課長，主幹等）は定期的に（できれば毎日の勤務後に），実習生の質問を受ける時間を設け，指導を行う。

(vii)セミナー

インターンシップの前後あるいは同時並行してセミナーを行い，各自の実地体験や成果・課題を深化し，統合し，相互に共有する。

(II)授業実践リーダーコース

「メンタリング実習（2単位）」の実習内容

(i)次の教育実践活動を行うことにより，研鑽意欲を高めるカンファレンス等を行える教員養成メンター（教員養成指導者）としての指導資質能力の基礎を形成する。

- ①附属小学校又は附属中学校における学部実習生の教育実習指導（附属小：実地教育Ⅲ，附属中：実地教育Ⅷ）にあたる附属学校教員の指導補助者として参加する。
- ②附属学校教員の学部実習生への指導・助言の様子を観察し，実習指導計画の企画・立案を行う。
- ③学部実習生との信頼関係を構築し，実習運営の円滑な推進と管理，実習における課題発見と課題解決への指導・助言，適切な点検・評価を行う。
- (ii) 次の教育実践活動を行うことにより，教員研修メンター（教員研修指導者）としての指資質能力の基礎を形成する。
- ①兵庫県立教育研修所等で実施される教員研修において指導にあたる指導主事等の研修指導補助者として参加する。
- ②教育研修所の研修担当者の研修生への指導・助言の様子を観察し，研修指導計画の企画・立案を行う。
- ③研修生との信頼関係を構築し，研修運営の円滑な推進と管理，研修における課題発見と課題解決への指導・助言，適切な点検・評価を行う。
- ④研修意欲を高めるカンファレンス等を行う。

「教育実践研究開発プロジェクト実習（4単位）」の実習内容

下記の実習に参加・協力し，課題解決・研究開発への意欲溢れる実践改革リーダーとしての資質能力を形成する。

- ・連携学校等の教育実践研究開発プロジェクトに関する研究課題や研究仮説の設定
- ・研究計画の策定
- ・研究推進の方略や具体的研究活動の展開
- ・諸成果の取りまとめ，発表，総括等の過程にする実習

「教育実践改善研究実習（4単位）」の実習内容

実習生自らの実践的指導力，教員養成メンター・実践改革リーダーとしての指導資質能力の向上のために，自らの教育実践課題を設定し，その課題解決をめざして探究的・開発的な研究活動を行う。フィールドワークを通して，連携協力校教員との信頼関係を構築しながら，実践的研究開発能力を形成する。

授業科目「教育実践課題解決研究」（8単位）と連携させ，実習生自らの教育実践課題解決の研究推進のために，次の点に留意しながら課題解決研究に取り組む実習を行う。

- ・研究課題，研究仮説の設定
- ・研究方法及び評価方法の設定
- ・研究推進体制の構築

・研究成果の取りまとめ・評価、成果発表等

(Ⅲ)心の教育実践コース

「心の教育実地研究Ⅰ（学校における「心の教育」の実際（４単位）」の実習内容

５月に、大学及び協力校の実習担当教員と学生で個別実習計画を作成する。

９月に行われる２週間（８０時間）の集中実習では、主として学校行事に参加し、その計画、準備、実施、事後指導等について、体験的に学習する。ここでの行事としては、トライやるウィーク、運動会などが考えられる。

１０月～１２月に行う４時間×７回にわたる半日実習では、学校における心の教育の実際について、授業や行事の観察、補助、放課後指導等を通して学ぶ。ここでは、道徳の授業、学級活動、特別活動、キャリア教育、総合学習、教科学習など、実習校で包括的に行われている「心の教育」の実践を広く体験する。

最後に、実習で学んだことの発表を大学で行う。

「心の教育実地研究Ⅱ（アクション・リサーチ）（４単位）」の実習内容

５月に、大学及び協力校の実習担当教員と学生で個別実習計画を作成する。

６月に行われる１週間（４０時間）の集中実習では、実習校の「心の教育」の実践に参加観察の形で体験的に学習する。また、後期に行う教育実践プログラムの実施計画を立案する。

１１月に行う２週間の集中実習では、「心の教育」に関する実践を実施する（学生が実施の主体となる場合もあれば、協力校の教員が行う上記計画の実践を補助する場合がある）。内容的には、道徳教育、学級経営、進路指導の３分野から１つまたは複合的に実習する。具体的な授業計画、活動計画を立案、実施し、現実に発生している問題に対して、アクションリサーチ的にアプローチし、問題の改善、心の教育の効果を検討する。

最後に、実習で学んだことの発表を大学で行う。

「心の教育実地研究Ⅲ（ケースカンファレンス）（２単位）」の実習内容

１０月～１月の４か月間、適応指導教室や小・中学校のチューター制度等の事業に学校側スタッフとして、企画・運営・管理等に参加する（４時間×１０回＝４０時間、１１月の「心の教育実地研究Ⅱ」の期間（２週間）は除く）。実際にはチューターとして活動するとしても、学生ボランティアのような立場ではない。また大学において、学生が担当した事例について、教員および学生相互のディスカッションを通じた事例検討の場を設け、さらなる実践力を養う（４時間×４回＝１６時間）。

最後に、実習で学んだことの発表を大学で行う（４時間）。

(Ⅳ) 小学校教員養成特別コース

「実地研究Ⅰ（基本実習）（4単位）」の実習内容

4週間の教育実習を通して、1) 公立小学校の教育全般について実地に学び、教科指導、特別活動や総合学習の指導に必要な内容・方法及び技術を修得する。また、2) 配属学級の指導教諭の教育活動をAT（アシスタント・ティーチャー）として支援・援助しながら、保護者や地域からのニーズや課題に応じた特色ある教育実践がどのように行われているのか理解することを目的とする。

9月に、大学でのオリエンテーションと実習校での事前指導を実施する。その際、大学の実習指導教員（スーパーバイザー）及び実習校の実習指導教諭（メンター）と学生とが協議を行い、個別実習計画を作成する。

11月からの実習では公立小学校の教育全般について実習するが、実習中は配属学級の実習指導教諭のAT（アシスタント・ティーチャー）として支援・補助しながら、個別実習計画に基づいて教科指導等の実習を行う。教科指導の実習については、少なくとも国・社・算・理・生 活の中から3教科、音・図工・体・家庭から2教科の授業を行う。

実習は週4日行い、週1日は大学に戻り「リフレクションセミナー」を通して4日間の実習で得た成果を省察する。省察した内容（レポート）は、翌週の初めに実習校の実習指導教諭へ提出する。

「実地研究Ⅱ（発展実習）（8単位）」の実習内容

8週間の教育実習を通して、1) 実習校における教科指導、特別活動及び総合学習の指導に加えて、道徳、生徒指導、特別支援教育の実践にも関わり、それらの内容・方法及び技術を修得する。また、2) 自己の得意教科の指導力を高め、3) 一定期間、配属学級の学級担任業務 を担うことによって、小学校教員としての自立に向けた実践的指導力を養うことを目的とする。

9月に、実地研究Ⅰに関する大学でのオリエンテーションとあわせ実地研究Ⅱのオリエンテーションも行い、実習校での事前指導も実地研究Ⅰにあわせて同時に実施する。その際、大学の実習指導教員（スーパーバイザー）及び実習校の実習指導教諭（メンター）と学生とが協議を行い、実地研究Ⅰとあわせて実地研究Ⅱについての個別実習計画を作成する。

実習は、実地研究Ⅰと同一校において、教科指導、特別活動、総合学習の指導に加えて、道徳、生徒指導、特別支援教育、学校事務についてもAT（アシスタント・ティーチャー：副担任）として関わり、8週間の発展実習を行う。

実習内容は、実習校の実習指導教諭、大学の実習指導教員、実習生の3者が事前に協議をして設定するが、その際に以下の点を踏まえることとする。

- ・教科指導は一通り全ての教科の授業を行う。
- ・毎週1回は、得意教科の授業を行う。

- ・実習の第4週目から徐々に学級担任業務を担当し、第6週目あたりから1～2週間程度、終日で学級担任業務を行う。
- ・道徳の授業を行う。
- ・最終週に研究授業を行う。

実習は週4日行い、週1日は大学に戻り「リフレクションセミナー」を通して4日間の実習で得た成果を省察する。省察した内容（レポート）は、翌週の初めに実習指導教諭へ提出する。

各週の大まかな予定は、以下のとおりである。

第1週：教科指導の実習（例えば、社会と音楽等）、得意教科の授業実習（1回）、特別活動と総合学習の指導への参加（副担任として指導を担当。生徒指導も含む。）

第2週：教科指導（例えば、理科と体育等）と道徳の授業の実習、得意教科の授業実習（1回）、特別活動と総合学習の指導への参加（副担任として指導を担当。生徒指導も含む。）

第3週：教科指導の実習（例えば、算数と家庭等）、得意教科の授業実習（1回）、特別活動と総合学習の指導への参加（副担任として指導を担当。生徒指導も含む。）

第4週：教科指導の実習（算数と国語等）、得意教科の授業実習（1回）、1日学級担任実習（1日）

第5週：教科指導（例えば、図画工作等）と道徳の授業の実習、得意教科の授業実習（1回）、1日学級担任実習（2日）

第6週：1日学級担任実習（1週間）

第7週：教科指導（例えば、国語等）と道徳の授業の実習、得意教科の授業実習（1回）、1日学級担任実習（1日）

第8週：教科指導の実習（算数と理科等）、得意教科による研究授業の実施、特別活動と総合学習の指導への参加（副担任として指導を担当。生徒指導も含む。）

「実地研究リフレクションセミナー（2単位）」の実習内容

この実習は、「実地研究Ⅰ・Ⅱ」の期間中に週1日大学において行う実習の事前事後指導である。この事後指導では、学生が実習日誌に基づいて実習体験を省察し、実践を理論的に位置づけるとともに、次週の自己課題を発見することをねらいとしている。そのため、ナラティブ・アプローチを採用して、1週間の出来事を時系列に沿って、他者が読んでも理解できる文章を作成する。これを各班に分かれて発表しあい、メンバーや教員との討議を通して文章を練り直す。大学教員はこの文章をもとに学生の事前事後指導を行い、次週の実習課題を明確にする。これらの活動を12週繰り返し、学生は最後に各週のレポートを総括レポートにまとめて発表する。最終的に成果発表会において各班の報告書を発表する。

「インターンシップ（2単位）」の実習内容

「実地研究Ⅰ・Ⅱ」の成果や課題を踏まえ、実習校のインターンとなって教育活動の一端を責任をもって担い、小学校教員として自律的に実践的指導力を修得することを目的とする。したがって、「教育実践研究」との関わりから、「実地研究Ⅰ・Ⅱ」と同一校において、実践上の課題解決に向けて積極的に教育活動に参加し、自己研鑽を積むことになる。

4月に大学でのオリエンテーションと実習校での事前指導を実施する。その際、学生は2年次の「実地研究リフレクションセミナー」で得た成果と課題に基づいて、実習校の実習指導教諭（メンター）や大学の実習指導教員（スーパーバイザー）と協議しながら期間中の個別実習計画を作成する。例えば、実習課題としては、「学級集団づくりに役立つ学校行事の運営方法」や「学級における生活や学習のルール設定の仕方と生徒指導の在り方」、「つまずき單元における教材研究と発問の在り方」などが考えられる。

インターンシップ期間中は、実習校のインターンとして配属学級の教育活動の一端を責任をもって担い、通年で60時間以上の教育支援活動を行う。期間中の活動は、実習校の実習指導教諭の指示や指導の下、当該学級にとっても実習生にとっても有益な活動になるように努める。

活動後は、学生が毎回日誌を記入し、指導教諭へ提出して検閲を受ける。また、インターンシップで得た活動の成果は、大学での「教育実践研究」において実習指導教員へ報告する。

(b)連携協力校との実習に係る具体的連携方法

本学の教職大学院は入学定員100人とし、4つのコースで構成している。このうち学校経営コースを除く3コースの連携協力校の年間必要数は、適応指導教室を含め50校と見込んでいる。（学校経営コースは現職教員のみを受け入れるため、実習は原則として現任校で実施することとしている。）

本学の実習の考え方は、学生が教科指導や生徒指導及び学校・学級経営等を経験することで自らが学校の課題に主体的に取り組める資質・能力を養うことをねらい・目標としており、これを実現させるには数多くの連携協力校（実習校）を確保し、多様な課題等に対応できるようにすることが必要となる。

このため本学では、兵庫県下の小学校153校、中学校31校、幼稚園・特別支援学校4校、適応指導教室14施設、県立教育研修所の計203校に連携協力校を依頼し、協定書を締結している。

本学は連携協力校に対し、実習の実施方法について次のような基本的な考え方を示し、両者の合意のもとに実施計画を定めている。

- ①教員免許状を取得するための教育実習とは異なり、大学と実習先（連携協力校）が内容を協議しながら実習を進めること。
- ②連携協力校が取り組んでいる教育課題や研究内容をあらかじめ調査し、実習生の教育研究課題とマッチングさせることで、大学と連携協力校の双方にメリットがあるシステムを構築すること。

③インターンシップ制度を取り入れることで実習生が学校運営をサポートできる機会を多く設けること。

なお、大学と実習校との連携に当たっては、本学の「教育実践コラボレーションセンター」が両者をコーディネートする役割を担っており、連携協力校の現状や課題等について調査して実習のためのフィールドデータバンクに登録し、各コースの実習担当教員はそれらを参考にしながら、各学生に合った実習校を選定することとなる。

また本学では、連携協力校における実習を円滑に実施するため、年2～3回程度「連携協力校連絡協議会」を開催し、大学からは実習計画の考え方及び実習校の選定について、連携協力校からは実習実施に当たっての意見や要望についてそれぞれ協議することとしている。このように本学においては、大学と連携協力校との実習に係る連携については万全を期して取り組むことにしている。

(c)大学と連携協力校との実習に係る連携の実効性

本学では、実習の開始前に連携協力校（実習校）に実習基本計画書を提示して、連携協力校の意見を聴きながら実習を進めることにしている。

本学の作成した実習基本計画書には、各コース毎に実習の目的、実習の内容、指導計画・体制、準備・進め方及び評価方法について記載しており、また、実習資料として実習の個別計画表、実習日誌、実習評価票の様式も示している。

実習の実効性を上げるには、これらの内容を実習生、大学の実習担当教員（スーパーバイザー、アカデミックアドバイザー）及び学校現場における実習校の指導教員（メンター）が共通理解するとともに、特に連携協力校とは十分な事前協議が必要である。

このため、各コース毎に連携協力校との協議の中で次の事項について確認を行うこととする。

(7) 実習生に実習を通して身に付けさせたい力

(i) 実習期間と実習の形態、内容、現場職員の指導上の留意事項等

(ii) 大学担当教員のかかわり方

(i) 実習生に対する事前の指導

なお、実習期間中に本学教員は、連携協力校に4回程度訪問し、実習指導者（メンター）とともに共同して実習指導に当たることとする。

また事後においても、各連携協力校の関係者と大学との定期的な協議を通じ、課題の抽出や改善方策について検討を行うこととする。

このような取組を通して連携協力校における実習の実効性が担保され则认为ている。

(d)学生を派遣しない学校との連携方法について

上述の (b) 連携協力校との実習に係る具体的連携方法で述べたとおり、本学の実習を実施するには年間の必要連携協力校は50校（内訳：授業実践リーダーコース及び心の教育実践コースで小学校又は中学校20校、小学校教員養成特別コースで小学

校20校、心の教育実践コースで適応指導教室10施設）程度必要と見込んでいる。（学校経営コースに入学する現職教員（全員）及び授業実践リーダーコースと心の教育実践コースに入学する現職教員は原則として現任校で実習を行うため、連携協力校の必要数には含まれていない。）

これに対し、本学の連携協力校は小学校を中心に203校を施設確保しており、実習を実施しない連携協力校との連携方法が課題となっている。このため本学では、連携協力校に対し、学生の実習実施の外に実習等を通じて学校現場の実践的な教育研究活動に協力することとしており、具体には大学と連携協力校が共同で取り組む教育実践活動を共同研究と位置付け、双方の教育の充実に向かう教育活動を推進することとする。なお共同研究の課題例としては、(7) 学校経営に関する研究、(イ) 学級経営に関する研究、(ウ) 教科指導に関する研究、(I) 特別活動の指導に関する研究、(オ) 生徒指導に関する研究、(カ) 心の教育に関する研究 等が考えられ、具体的内容は双方が協議して決定する。

このように実習生を派遣しない連携協力校とは、これらの共同研究等を通じて関係を維持しつつ、将来の実習生の受入れに備えていただくよう工夫していきたいと考えている。

(セ)実習施設の設置の趣旨、特色、教育課程との関係及び実習施設の確保の考え方

本学では連携協力校の確保に際し、①養成する人材像からの必要性、②教育課程上の必要性、③実習施設としての立地条件、④学生の通学時間等を考慮して必要数を確保することとした。

①養成する人材像からの必要性

本学教職大学院は4コースで構成している。このうち学校経営コースは現職教員のみを受け入れ、授業実践リーダーコース及び心の教育実践コースは現職教員と教員免許状取得者等で現職教員以外の学生を受け入れることとしている。また、小学校教員養成特別コースは大学卒業者、社会人等を受け入れる。

学校における実習は、現職教員は現任校で行うため、連携協力校での実習は現職教員以外の者が対象となる。

実習校の確保に当たり、各コースの養成する人材像から授業実践リーダーコース及び心の教育実践コースの実習校として小学校、中学校が必要であり、また、新たに小学校免許を取得し大学院レベルのトレーニングを受ける小学校教員養成特別コースの学生の実習地は必然的に小学校となる。

また、心の教育実践コースの実習は、生徒指導や教育相談分野を取り扱える優れた人材を養成するため、小・中学校以外に各市町教育委員会が運営する適応指導教室での実習が有効であるとの考えから連携協力校として位置付けを行っている。

②教育課程上の必要性

上記の教職大学院の教育課程を踏まえた連携協力校の確保等の項目で記載したとおり、本学の実習生の取り組む教育課題と連携協力校が取り組んでいる教育課題や研究内容とマッチングさせることとしているため、多数の連携協力校を確保

し、学生の多様な教育研究課題に対応できるようにすることとした。

また、実習内容の特性に合わせて、適応指導教室や県立教育研修所も実習施設としての位置付けを行っている。

③実習施設としての立地条件

教職大学院の修了生は、将来優れた資質・能力をもった教員として、学校現場等での活動が期待されているが、学校現場の様々な立地条件や特性にも対応できるよう、できる限り多様性をもたせることとして連携協力校を確保することとした。

具体には、本学は兵庫県南東部の農村部を含む都市近郊型の加東市に位置するが、修了生は将来都市型の地に勤務することも考えられるため、神戸市を初め阪神間の都市にも連携協力校（52校）を確保した。

また、学校規模においても、大規模校（小学校19学級以上 45校）、中規模校（12～18学級 63校）、小規模校（11学級以下 45校）での勤務に対応できるよう配慮している。

④学生の通学時間への配慮

連携協力校での実習は長期間に及び、連携協力校の日常の教育活動に溶け込むこととなるため、学生の居住地から連携協力校までの通学時間は重要な課題である。

本学では、車を利用して大学から1時間以内で通学できることを念頭に置きながら連携協力校の選定を行ってきたところであり、約85%の173校が1時間以内での通学が可能となっている。

実習施設の立地条件及び通学時間は、次のとおりである。

実習施設の立地条件及び通学時間について

設置者	連携協力校数	立地区分	学校規模（校数）				通学範囲（校数）		備考
			小学校：大規模校 (19クラス以上)	小学校：中規模校 (12～18クラス)	小学校：小規模校 (11クラス以下)	その他	1時間以内	1時間以上	
附属学校	3	近郊型		1		2	3		
兵庫県立教育研修所	1	近郊型				1	1		
小野市	16	近郊型	2	3	3	8	16		
加東市	13	近郊型		2	7	4	13		
西脇市	13	近郊型	2	1	5	5	13		
加西市	14	近郊型		4	7	3	14		
三木市	20	近郊型	2	6	8	4	20		
加古川市	29	近郊型	13	12	3	1	29		
明石市	33	都市型	12	16		5	17	16	
高砂市	11	近郊型	5	5		1	10	1	
稲美町	6	近郊型	1	3	1	1	6		
播磨町	5	近郊型	1	3		1	5		
多可町	8	近郊型		1	6	1	8		
神戸市	10	都市型	2	2		6	3	7	
尼崎市	3	都市型	2			1		3	
西宮市	1	都市型	1					1	
芦屋市	1	都市型				1		1	
伊丹市	3	都市型	1	1		1	3		
宝塚市	1	都市型				1	1		
三田市	2	近郊型	1		1		2		
猪名川町	3	近郊型		1	1	1	3		
篠山市	3	近郊型			3		3		
丹波市	3	近郊型		2		1	3		
兵庫県立但馬やまびこの郷	1	近郊型				1		1	
合計	203		45	63	45	50	173	30	

※ 学校規模の「その他」欄については、中学校(31)、幼稚園(3)、特別支援学校(1)、適応指導教室(14)、県教育研修所(1)分を計上している。

4. 教員組織の編成と考え方

(1) 教員組織の編成の考え方

中教審答申で示された、教職大学院の目的、機能及び養成する人材像に沿って、本学では、現行の大学院学校教育研究科修士課程を改組・転換して再編成することとし、同研究科内に新たに教職大学院として入学定員100人の「教育実践高度化専攻」を設置することとした。

「教育実践高度化専攻」には、「学校経営コース（入学定員20人）」、「授業実践リーダーコース（入学定員30人）」、「心の教育実践コース（入学定員20人）」及び「小学校教員養成特別コース（入学定員30人）」の4コースを設置することとし、各コースの教育課程を検討した。

教職大学院の人材養成像は、中教審答申でも示されているとおり、「学校現場における実践力や応用力などの高度の専門性を身に付けた指導的教員」及び「学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成」することにある。これに沿った教育課程を編成するためには、教員の研究対象分野としては、理論と実践の融合の実現を図ることで、学校における教育諸活動及び教科の教育活動に関する「教育実践学」を中心として、教員組織を編成することを基本とした。

本学の教育課程の全体構造は、すべての学生が履修する「共通基礎科目」、各コースの専門分野について履修する「専門科目」、連携協力校などで行う「実習科目」で構成している。また、修士論文の代わりに事例研究報告などを作成することとしている。

以上の各コースの人材養成と各コース毎の教育課程を実施するには、先ず教職大学院としての特色である「共通基礎科目」を担当するにふさわしい教員、各コースの特色を出す専門科目の分野毎の中心となる教員及び学校現場等における実習の中心的役割を果たす教員を適切に配置することとし、教職大学院の専任教員を45人とした。

(2) 教員配置計画

本学の教職大学院各コースの教員配置計画は次のとおりである。

(単位：人)

コース名	教員構成					計	実務家 教員 (内数)	備考
	教授	特任教授	准教授	講師	助教			
学校経営コース	5	1	3			9	8	
授業実践リーダーコース	7	1	5	1		14		
心の教育実践コース	4	2	3	1	1	11		
小学校教員養成特別コース	5	1	5			11		
計	21	5	16	2	1	45		

教職大学院の教育課程の実施において、

①共通基礎科目については、中教審答申に基づき文部科学省告示で示された5領域の外に、本学で独自に設定した領域を加え合計6領域において26授業科目を開設する。この授業科目については、各コースの専任教員がそれぞれの専門分野に応じて担当することとする。

②各コースの専門科目については、各コース毎に主要分野を設定しその分野毎の授業科目を開設する。この授業科目については、各コース所属の専任教員が中心となって担当することとする。

なお、コースの専門科目はチームティーチングによる授業であり、本学のアカデミック担当教員及び実務家教員並びに学校現場から招いた非常勤講師により実施することとする。

③各コースの実習科目については、原則として全ての専任教員が実習指導に関わるが、特に実務家教員や学校現場での教育経験のある教員が中心になって実習指導を進めることとする。

なお、専任教員45人は、当該分野における十分な研究業績及び教育上の業績を有する者であるが、博士の学位を有する教員は18人である。

(3)実務家教員の配置

教職大学院において、実務家教員の果たす役割は極めて大きい。このため、教員配置において、実務家教員は、文部科学省告示において専攻ごとに置く専任教員の数のおおむね4割以上とすると定められている。本学の教職大学院の場合、設置基準上の必要専任教員数は16人であり、実務家教員は7人必要であるのに対し、8人配置しているところである。

なお、本学の実務家教員は学校現場等において20年以上の経験を有し、実務を離れてからほとんどが3年未満であり、実務経験を通じた実践的な教育を行うに十分な資質・能力を備えた教員を配置したところである。

また、本学教職大学院の専任教員45人中、学校等の教育現場において5年以上の教員経験のある者は18人であり、4割の者が学校教育現場での経験を有している。

(4)教員の年齢構成等

教職大学院の専任教員45人のうち、約6割が教授又は特任教授であり、本学のように主に現職教員を受け入れて教育研究する組織としては、バランスがとれたものとなっている。本学の職位別平均年齢は下表のとおりである。

また、7人の特任教授については、これまで本学及び他の教員養成大学等において豊富な教育歴、研究歴等を有し、本学の教職大学院の設立に重要な役割を果たす教員である。このため、平成17年5月に特任教員制度を設け、あわせて定年延長が可能な仕組みとしたものである。

なお、特任教授は、1年ごとの契約制であるが、教職大学院設置のために雇用する特任教授の場合は学年進行の終了までの更新を可能としている。

(資料3 国立大学法人兵庫教育大学就業規則(定年関係抜粋)参照)

(資料4 特任教員制度について参照)

区分	教授・特任教授	准教授	講師	助教	計
人数	26人	16人	2人	1人	45人
平均年齢	56才	43才	43才	32才	50才

(5)理論的な科目を担う教員と実務家教員の役割と具体的連携方法

本学教職大学院の設置の趣旨及び人材養成の目的は、学校現場における実践力や応用力など高度な専門性を身に付けた指導的教員や社会人等で教員に必要な専門的トレーニングを積んだ新人教員を養成することにある。

このため、教育課程においても教員に求められる高度な専門性の育成を目指すとともに、授業科目において理論と実践の融合を実現させることを特色の一つとしている。

この特色を現実のものとするため、本学では、これまでのように理論に関する科目と実践に関する科目を区分せず、科目内部であるいは科目間で理論と実践を融合させるため授業科目の工夫を行ってきた。

これらの教育課程を運営する組織としては、4コースの専任教員45人のうち、実務家教員（20年以上の教職経験を持ち、かつ実務を離れてから5～10年以内）は8人、それ以外で実務家教員として位置付けないが小中学校等において5年以上の教職経験のある者は10人在籍しており、全教員の4割が現場経験を有している。

この教員組織のもとに、共通基礎科目においては、ほぼすべての科目にチームティーチング制度を取り入れるとともに、全26科目中18科目が理論的な科目を担当する教員と実務家教員及び5年以上の教職経験のある教員との組み合わせにより、学生が理論と実践の理解がより深まるように工夫をしている。

また、専門科目においては、すべてチームティーチングで行い、学校経営コースは10科目中7科目、授業実践リーダーコースは全10科目、心の教育実践コースは10科目中6科目、小学校教員養成特別コースは15科目中14科目について、理論的な科目を担当する教員と実務家教員又は5年以上の実務家経験のある教員の組み合わせで行うようにしている。

さらに、実習科目においては、コースのすべての専任教員が担当するが、その役割分担として、実務家教員を実習担当の教員（スーパーバイザー）と位置付け、理論面担当の大学教員をアカデミックアドバイザーとして参加し、実習校の担当教員（メンター）と合わせて実務面と理論面からの実習指導を行うこととしている。

以上のとおり、本学においては理論面を担当する教員の中でも学校現場での経験のある教員が数多く含まれており、教職大学院の目指す理論と実践の融合に向けた取組の効果が上げられるものと考えている。

(6)実務家教員の採用計画、恒常的な確保策等

本学教職大学院の教員配置計画は、教職大学院における養成する人材像、コースの配置計

画、共通基礎科目及びコース別の専門科目・実習科目の教育課程編成から必要な教員の既設専攻等からの配置換、新規採用を行った。

中教審答申での教職大学院は、小・中学校教員を中心に高度な専門性と実践力、応用力を備えた指導的役割を果たす人材等を養成することが示されている。本学においては、教職大学院の果たす役割を幅広く捉え、将来校長、教頭等の学校現場において指導的役割を果たす人材及び教育委員会等での指導主事等の教育行政職員をそれぞれ養成するため、「学校経営コース」を設置し、専門的教育を行う分野として「教育行財政・法規に関する分野」、「学校組織開発に関する分野」、「学校経営実践に関する分野」及び「フィールドワーク分野」を設定し、各分野に最もふさわしい教員を配置したところである。

また、「道徳教育」、「進路指導」、「生徒指導・教育相談」及び「学級経営」の各分野のいわゆる教科外教育をまとめた「心の教育実践コース」では、各分野の授業科目を設定した後、それを担当するに最もふさわしい教員を配置したところである。

従って、採用した教員に高等学校経験者が含まれることになったのは、本学のめざす人材養成計画に基づくコース設定及び当該授業科目を担当するにふさわしい業績、経験等を考慮したためである。

今後恒常的に優秀な人材を招へいすることについては、本学が平成18年度から運用を開始し、現在、教育実践コラボレーションセンターで管理・運用している教職大学院用の「人材データバンク」を活用することとしている。

この「人材データバンク」は、教職大学院の教育課程の運営において必要とされる専任教員や非常勤講師の候補者をデータベース化したものであり、各人材の基礎データの外、専門分野、教育研究業績等を収録しており、今後の人材探しに威力を発揮するものと考えている。

人材データバンクのデータ画面は、次のとおりである。

兵庫教育大学大学院教育実践
人材データバンク

「兵庫教育大学大学院教育実践人材データバンク」とは
本学の大学院における授業を担当できる人材の情報を検索できるシステムです。

人材検索

実行年月日: 2017年03月01日

氏名:	兵庫 太郎
姓(カナ):	ヒロウゴ
名(カナ):	タロウ
性別:	男性
生年:	1989年

所属名称: 市立 小・中・高

職名: 校長

所属(勤務先): 兵庫県

所属(市区町村): 加東市

所属名称: 兵庫教育大学大学院 学校教育研究科

学位: 1 学校教育学修士

学歴:

10000	20000
-------	-------

所属(勤務先): その他

10000	20000
-------	-------

所属(勤務先): 10000

10000	20000
-------	-------

所属(勤務先): 10000

10000	20000
-------	-------

1.このページの先頭へ

検索一覧画面に戻る

Copyright © Hiroshima University of Teacher Education. All rights reserved.

本学の各コースの実習は、実務家教員が実習担当教員（スーパーバイザー）となり、アカデミックアドバイザー（研究者教員）やメンター（実習校の指導教員）と協議することとするが、実習校への訪問指導は、アカデミックアドバイザーを含むコースすべての専任教員が担当することとなる。

(7) みなし教員を含む専任教員の教育研究上の責任体制・管理運営への参画

本学教職大学院の専任教員は45人である。このうち5人は本学が独自の制度である特任教授の身分を有している。特任教授は、教職大学院教育実践高度化専攻の教育研究活動及び同専攻の管理運営に関わり、教授との差異はないが大学全体の管理運営業務には関与しないこととなっている。（大学院学校教育研究科教授会で修了者の認定判定等には出席する。）

（資料4 特任教員制度について参照）

なお、みなし教員は在籍しない。

本学の教職大学院では、専攻長及びコース長を置き、責任体制を明確にするとともに、教職大学院の独自性を発揮し、運営を有機的、効果的に行うため、「兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の組織運営に関する規程」を制定することとしている。

この規程では、教職大学院の運営は、「教育実践コラボレーションセンター」と連携して行うものとし、運営のための組織として専攻会議の下に4つの委員会（企画・運営委員会、授業改善・FD委員会、外部評価委員会、連携協力校連絡協議会）を設置することとしている。

これらの委員会には、各コースの代表者等が構成員となり、4コースが一体となり教職大学院を運営することとする。

（資料13 兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の組織運営に関する規程（案）参照）

5. 教育方法，履修指導の方法及び修了要件

(1) 中教審での提案に基づく本学の取組み

中教審答申における教職大学院の制度設計において，教育方法・授業形態については，少人数で密度の濃い授業を基本とし，「理論と実践の融合」を強く意識した新しい教育方法の開発・導入が提示されている。

具体には，事例研究，模擬授業，授業観察・分析，ロールプレイング等の教育方法である。

また授業形態としても，単なる講義ではなく，教育現場における課題を中心に据え，教員，学生がともに調査・検討を行い，その解決を図る。実践研究として，ワークショップ，事例研究等や実地に調査・試行を行い発表・討議するフィールドワーク等についても，教職大学院の指導としてふさわしいものとされている。

これらの提案を基礎として，本学では教育内容，教育方法等の検討を行い，次のような教育方法等を導入することとしている。

①共通基礎科目については，全ての授業科目について学生のキャリア発達の違いに対応し，現職教員向けと学部卒業者等向けの内容を用意し，より教育効果が上がることをめざす。また，グループディスカッションや学生相互が多様な事例研究ができるような少人数教育を導入する。

②専門科目については，実習科目との関連を重視した取組とし，教科・領域の理論面を中心とするいわゆるアカデミック担当教員，指導法等を中心とする実務家教員を基本とし，更に学校教育の現場からの実践事例の報告や提案をしてもらう教育現場教員（非常勤講師）の三者がチームティーチング方式で授業を進めることとする。このため，授業形態としては，事例研究，ワークショップ，ロールプレイング等授業がより実践的で学生にとってより有効的な方法であるものを選択して進めることとする。

③実習科目については，学校現場における実習は原則として現職教員は現任校で行い，それ以外の大学院学生は，兵庫県下の連携協力校で行うこととする。

実習の実施方法は，(ア)教員免許状を取得するための教育実習とは異なり，大学と実習先（連携協力校）が内容を相談しながら実習を進めること，(イ)連携協力校が取り組んでいる教育課題や研究内容をあらかじめ調査し，実習生の教育研究課題とマッチングさせる方法とすること，(ウ)インターンシップ制度を取り入れることで実習生が学校運営に直接かかわったりサポートできる機会を設けること等を基本としている。

なお，具体的実習指導方法は，1人の実習生に対し次の3人の指導担当者(ア)メンター（実習校の指導教員）(イ)スーパーバイザー（大学の実務家教員）(ウ)アカデミックアドバイザー（大学のコース担当教員）を配置し，それぞれの立場からきめ細かな指導を行うこととする。

また，現職教員の学生が現任校で実習を行う場合は，現任校での日常業務に従事することのないよう，メンター教員と協議して十分な配慮を行う。

さらに，本学では学生の実習業務を統括し，兵庫県下で200校を超える連携協力校との連携を行うため「教育実践コラボレーションセンター」を設置している。

(2)各コースの教育方法の特色

①学校経営コース

(7)理論と実践の融合

講義を通じて基本的な理論を習得させるとともに、演習などによって事例に触れ、あわせて実務的なトレーニングを行う。そして演習やフィールドワーク、インターンシップでの実習体験を更に討論を行うことによって理論的に考察、分析し、その理解を深めていく。理論と実践との関連を常に意識して教育をすることをねらいとした教育課程を編成する。

(i)研究者と実務家との協力

教育課程は、研究者と実務家との協働で編成する。また、全ての授業科目で、研究者と実務家との協力教授を行う。こうした協力関係を作り、組織していくことにより、理論面、実務面の融合を一層強めていく。

(u)学校、教育委員会との連携

各授業科目で取り上げる事例については、もっとも適切なものを選定するために、常に学校、教育委員会との連携を図り、情報収集を行う。また取り上げた事例について、授業の中で検討し、議論したことを学校、教育委員会にフィードバックし、意見交換を行う。受講生の実践力向上とともに、学校改善、教育行政改善にも貢献できることを目指す。

(I)実習科目の充実

フィールドワークやインターンシップを積極的に取り入れ、学校や教育委員会の現場で、観察、参加する中で、講義・演習で習得した専門的知識やスキルを実際場面で生かし、その進化と統合を図ることにより、実践力の向上を目指していく。

(o)ディスカッション、プレゼンテーションの重視

すべての授業科目で、討論の機会を充実させ、またその成果を全体に発表するなどのプレゼンテーションを積極的に活用する。学校経営改善計画、教育行政改善計画についても、作成されたペーパーだけではなく、プレゼンテーションの内容についても評価の対象とする。そうすることにより、教員と学生との間の双方向的なコミュニケーションを活発にし、教育効果を高めることを目指している。またディスカッション、プレゼンテーション能力も学校経営専門職、教育行政専門職に求められる重要な力量であり、その育成も教育目標として教育課程に位置づけている。

(k)コーホート

すべての授業において、同期の入学生による少人数の学習集団（コーホート）を作り、2年間常に学習、研究を共にする。そうした集団づくりを重視する。その集団の中で、相互に刺激しあい、力量を高めあう関係を作っていくことができ、教育効果が高まることが期待できる。また、修了後もその仲間集団がひとつのネットワークとなり、学校経営職、教育行政職として職務を行っていくうえで、有効に活用されることも期待できる。

なお、実習校・実習機関については、現任校又は派遣元の県教育委員会、市町村教育委員会とする。

②授業実践リーダーコース

- (7)教育実習の指導・助言の場面に参加し、実習校指導教員及び大学指導教員の指導・監督の下、実習生の実習課題等への取組に指導・助言等を与えるメンター実習を行い、実践的に養成・研修メンターとしての資質能力を高める。
- (イ)連携協力校での実践研究開発の取組に参加し、研究・研修主任等に協力しながら、研究組織化及び研究推進の観点、方法・技術等を実践的に学ぶ教育実践研究開発プロジェクト実習を行い、実践改革リーダーとしての資質能力を高める。
- (ロ)高度な指導実践事例や実践研究開発に学びながら、主体的に授業実践開発・教材開発に取り組み、より高度な実践的指導力と実践研究開発力を修得する。
- (ハ)第1年次から大学院での講義・演習と連携協力校等での学修とを相互関連させながら履修する科目を設置する。
- (ニ)第2年次には、スクール・ベースト・カリキュラム(SBC)の観点から、多様な実践課題を抱える連携協力校から、自らの研究主題との関連で実習校を選び、教育実践の場において実践課題の解決に研究的に取り組む。
- (ホ)連携協力校での教育実践研究開発の取組がより高度な実践的な指導力・応用力の研鑽に繋がるように、実習校で実習校指導教員と大学指導教員、実習生とが研究会を開催できるように教育研究協力の態勢を構築する。

なお、実習校・実習機関については、現職教員は現任校、その他の学生は連携協力校、附属学校、教育研修所とする。

また、教職経験者(現職教員)は、実習科目(10単位)のうち、メンタリング実習(1年次:必修2単位)、教育実践改善研究実習(2年次:必修4単位)は、3年以上の教職経験を有する者について免除することができる。

③心の教育実践コース

- (7)学校・家庭・地域の三者の連携のもとに展開される「心の教育」に対応する諸科目(特に家庭教育支援の実際、地域教育活動プログラムの開発、生徒指導のための協働的指導体制の事例研究等)を設定して、「心の教育」が多領域を包括するものであることを踏まえるとともに、各領域の関連性に配慮する。
- (イ)学校における「心の教育」に関わる諸領域(道徳、進路指導、生徒指導、教育相談、学級経営等)の具体的な実践事例の分析・評価を重視する。
- (ロ)児童生徒の問題行動とその指導の在り方に関する具体的な事例研究を行う。
- (ハ)「心の教育」に関わる諸領域の実践プログラムを開発し、その効果の検証を行う。
- (ニ)総合課題としての「心の教育」の統合的理解を実践的に深めるために、心の教育総合研究を課す。
- (ホ)教授方法としてケーススタディ、シミュレーション学習、討議、アクションリサーチ等を重視する。
- (キ)実習科目として心の教育実地研究Ⅰ、Ⅱを設定し、実践に即した学習を重視する。

なお、実習校・実習機関については、現職教員は現任校と適応指導教室等、その他の学生は連携協力校と適応指導教室等とする。

また、教職経験者(現職教員)は、実習科目(10単位)のうち、心の教育実地研究Ⅰ(学

校等における「心の教育」の実際（1年次：必修4単位）は3年以上の教職経験を有する者について免除することができる。

④小学校教員養成特別コース

(7)第1年次で履修する学部の小学校教員免許状取得に必要な授業科目は、学部生のクラスとは別にクラスを設けて受講させる。

(イ)小学校での現場のリアリティに触れて学ばせるため、第2年次の教育実習前に2日間集中（1単位）の専門科目を設定し、学校に出向いて、実際の実践事例の課題の発見と探究に取り組ませる。

(ウ)小学校での実習は約5ヶ月間実施し、週に1日は大学に戻って事前・事後セミナーを受ける。

(エ)自己の教育実践を改善・向上させる研究能力を育成するために、第3年次に小学校でのインターンシップと組み合わせて教育実践研究（教育実践課題解決研究）に取り組ませる。

(オ)このコースの特殊性から、共通基礎科目は、第2年次の実習経験を踏まえた上で第3年次に履修させる。

(カ)小学校の教育実習では、実習指導教諭と実習生の指導を担当する大学教員とがチームを組み、実習生に対して実習の事前・事後コンサルテーションを定期的を実施する。

(キ)このコースの授業科目では、基本的に学生の「対話」・「熟考」・「省察」を重視し、学生に実践から知を構成する能力を養う。

なお、実習校・実習機関については、連携協力校とする。

(3)標準修業年限及び修了要件

①標準修業年限 2年

（但し、小学校教員養成特別コースについては長期在学制度を活用した 3年）

②修了要件（最低修得単位数）

コース名	共通基礎科目	専門科目	実習科目	計
学校経営コース	20	20	10	50
授業実践リーダーコース	20	20	10	50
心の教育実践コース	20	20	10	50
小学校教員養成特別コース	20	16	14	50

(7)学校経営コース

学校経営コースの修了要件は、本コースに2年以上在学し、共通基礎科目から20単位以上、専門科目から20単位、実習科目から10単位の合計50単位以上を修得することとする。

(イ)授業実践リーダーコース

授業実践リーダーコースの修了要件は、本コースに2年以上（長期履修学生にあっ

ては、3年以上)在学し、共通基礎科目20単位以上、専門科目20単位以上、実習科目10単位の合計50単位以上を修得することとする。

(ウ)心の教育実践コース

心の教育実践コースの修了要件は、本コースに2年以上(長期履修学生にあっては、3年以上)在学し、共通基礎科目20単位以上、専門科目20単位、実習科目10単位の合計50単位以上を修得することとする。

(I)小学校教員養成特別コース

小学校教員養成特別コースの修了要件は、本コースに3年以上在学し、共通基礎科目20単位以上、専門科目16単位以上、実習科目14単位以上の合計50単位以上を修得することとする。

なお、上記のほか、小学校教員1種免許状の取得のため、本学学部の授業を69単位(中・高免許状取得者51単位)の取得が必要である。

③教職大学院における学修の修了の確認

本学の教職大学院の修了要件は、2年以上在学(小学校教員養成特別コースにあっては3年)し、所定の50単位以上の単位を修得することとしている。これは、中教審答申にもあるとおり、研究者養成を目的とせず、高度専門職業人として特化した教育を行うことを課題の目的としているためであり、研究指導やそれにつながる論文を課さないこととしている。

しかしながら、教職大学院での2年(3年)の学修の成果として、授業科目の履修による単位の修得に加え、各授業科目との関連性や系統性に基づく成果物等を作成することが有効であるとの考えから、次のような研究レポートや報告書等を作成するための履修指導を行うこととしている。

なお、これらの成果物は、各コースの専門科目で扱ってきている内容等に基づくものであるが、当該専門科目の成績評価は、研究レポートや報告書の外にシラバスで記載している成績評価方法及び採点基準に基づき他の要素も取り入れて行うこととする。

(ア)学校経営コース

「学校改善プラン・教育行政改善プランの開発」改善計画の作成

(専門科目「学校改善プラン・教育行政改善プランの開発」における学修成果)

(イ)授業実践リーダーコース

「教育実践課題解決研究」研究レポートの作成

(専門科目「教育実践課題解決研究」における学修成果)

(ウ)心の教育実践コース

「心の教育総合研究」プランの作成

(専門科目「心の教育総合研究」における学修成果)

(I)小学校教員養成特別コース

「教育実践研究(アクション・リサーチ)」研究報告書の作成

(専門科目「教育実践研究(アクション・リサーチ)における学修成果)

(4)履修方法

①学校経営コース

〔共通基礎科目〕

本コースは現職教員を対象としているためⅠ群A科目を10科目20単位を修得する。
また、Ⅱ群A科目及び「教員のための情報処理演習（基礎・応用）」から必要に応じ履修するものとする。

〔専門科目〕

コース専門科目10科目20単位を修得する。

〔実習科目〕

実習科目の「学校経営専門職インターンシップ」,「教育行政専門職インターンシップ」
いずれかを修得する。(10単位)

②授業実践リーダーコース

〔共通基礎科目〕

現職教員はⅠ群A科目を10科目20単位履修する。また、Ⅱ群A科目及び「教員のための情報処理演習（基礎・応用）」から必要に応じ履修するものとする。

その他の学生はⅠ群B科目を10科目20単位履修する。また、Ⅱ群B科目及び「教員のための情報処理演習（基礎・応用）」から必要に応じ履修するものとする。

〔専門科目〕

「教育実践課題解決研究」(8単位)を修得する。

「教育実践課題解決研究」を除くコース専門科目から12単位以上を修得する。

〔実習科目〕

実習科目3科目10単位を修得する。

なお、「メンタリング実習」,「教育実践改善研究実習」は、3年以上の教職経験をもって読み替え可能とする。

③心の教育実践コース

〔共通基礎科目〕

現職教員はⅠ群A科目を10科目20単位履修する。また、Ⅱ群A科目及び「教員のための情報処理演習（基礎・応用）」から必要に応じ履修するものとする。

その他の学生はⅠ群B科目を10科目20単位履修する。また、Ⅱ群B科目及び「教員のための情報処理演習（基礎・応用）」から必要に応じ履修するものとする。

〔専門科目〕

コース専門科目10科目20単位を修得する。

〔実習科目〕

実習科目3科目10単位を修得する。

なお、「心の教育実地研究Ⅰ（学校における『心の教育』の実際）」は、3年以上の教職経験をもって読み替え可能とする。

④小学校教員養成特別コース

〔共通基礎科目〕

I群B科目を10科目20単位履修する。また、II群B科目及び「教員のための情報処理演習（基礎・応用）」から必要に応じ履修するものとする。

〔専門科目〕

コース専門科目から16単位以上を修得する。

〔実習科目〕

実習科目から14単位以上を修得する。

(5)学生が1年間に履修する単位数の上限設定について

本学の教職大学院では、「専門職大学院設置基準」第12条の規定に基づき、学生が1年間に履修科目として登録することの単位数の上限を「40単位」と定めることとする。この上限単位数は、教職大学院へ転換する現在の既設専攻（学校指導職専攻、教育実践高度化専攻）においても同様の取扱いとしている。（ただし、小学校教員養成特別コースの学生が履修する学部の授業科目の単位数は、上限単位数の40単位には含まないこととする。）

(6)長期履修学生に対する履修指導方法について

本学の教職大学院のうち、「授業実践リーダーコース」と「心の教育実践コース」は、長期履修学生制度を活用して本学の神戸サテライトで夜間の授業を行うこととする。

本学の長期履修学生制度は、夜間に入学する学生（現職教員）が仕事と学業を両立しやすくするために3年間かけて学ぶことのできるものであり、学生の勤務する学校現場や個人の事情に応じ、ゆったりとしたペースで授業や指導が受けられるよう大学として最大限の配慮が必要である。

なお、夜間クラスに入学する学生数は、両コースともそれぞれの受入学生数の2割程度（1コース5人程度）と見込んでいるが、これら2つのコースでは、次のような履修指導をすることを計画している。

(ア)入学時の4月に3年間にわたる履修計画について指導を行う。

(イ)時間割を学生の履修しやすいよう配慮しながら編成する。また、学生が長期に休業できる夏季休業期間の夜間等を活用し、弾力的な履修ができるよう配慮する。

(ウ)学生の履修科目（専門科目）と、課程の修了時の成果物につながる授業科目（授業実践リーダーコース：教育実践課題解決研究、心の教育実践コース：心の教育総合研究）との内容に系統性を持たせたものとする。

(エ)実習科目を免除した場合、それに代わる研究計画等が勤務校で適切かつ効果的に行われているかについての指導を行う。

(オ)学校現場（勤務校）で生じる課題（特に生徒指導上の課題）について助言を行い、授業に出席しやすくなるよう配慮する。

(カ)学年担任等により、ゼミに代わる指導時間を開設し、学習や研究に関する相談に応じる。

(キ)メールを有効に活用し、授業の事前、事後指導を行う。

(7) 共通基礎科目に係る教育課程の変更について

本学教職大学院の修了要件は、50単位以上の修得が必要であり、このうち、本学の場合は、小学校教員養成特別コースを除く3コースの共通科目の単位数は、文科省告示の5領域から20単位を修得することが必要である。

このため、共通基礎科目に係る教育課程を次のとおり変更する。

設置計画書において、共通基礎科目の本学独自の「その他の領域」で区分している「教員のための人権教育の理論と方法A」及び「教員のための人権教育の理論と方法B」を「学校教育と教員の在り方に関する領域」の中に位置付けるよう変更する。

(8) 他コース科目の履修

学校経営コースの専門科目を除く他のコースの専門科目については、各コース間の相互履修を認めることとする。ただし、各コースの修了要件単位数には算入しない。

また、教職大学院の履修に支障のない範囲で、他の専攻の授業科目の履修を認めることとする。

(9) 成績評価方法

シラバスの「成績評価の方法と採点基準」欄に記載。

(10) 各コースの履修モデル

資料5-1 学校経営コース

資料5-2 授業実践リーダーコース

資料5-3 授業実践リーダーコース（夜間クラス・長期履修学生）

資料5-4 心の教育実践コース

資料5-5 心の教育実践コース（夜間クラス・長期履修学生）

資料5-6 小学校教員養成特別コース

(11) 小学校教員養成特別コース学生への履修指導の配慮等について

「小学校教員養成特別コース」は、学部段階で取得する小学校教員免許状を持っていない学生を受け入れ、3年制の長期在学制度を活用して、免許を取得するための学部教育と教職大学院の教育を行うこととしている。

このため、本コースの学生の履修指導及び学生へのケア・指導は次のように実施することとしている。

① 学生への履修指導の配慮等について

(7) 学生への履修指導の徹底

小学校教員養成特別コースは、履修モデルに示すように3年間を通じておおむね次のように履修することを想定している。

本コースは、3年間で教員免許に必要な学部教育の単位と教職大学院の修了要件単位

を修得することになるが、学生に対しては教職大学院学生であるとのモチベーションを維持させながら、学部、大学院と段階的に3年間を通じ無理のない履修指導を行うこととしている。

1年次	専門科目	2単位
	学部教育単位（中高免所有者 47単位，中高免非所有者 50単位）	
2年次	専門科目	10単位
	実習科目	14単位
	学部教育単位（中高免所有者 4単位，中高免非所有者 19単位）	
3年次	共通基礎科目	20単位
	専門科目	6単位
計	教職大学院	52単位
	学部教育単位（中高免所有者 51単位，中高免非所有者 69単位）	

(イ) 共通基礎科目を3年次で履修させる理由

共通基礎科目は、あくまで本学の教職大学院の全てのコースの学生が履修する基礎科目であり、入学者は他のコースでは現職教員や既に教員免許を取得した学生を対象にしている。その点で、小学校教員養成特別コースの学生は、1年次ではまだ共通基礎科目を受講するレベルを満たしていない。1年次及び2年次の前期で教員免許取得に必要な授業を学部で履修し、2年次に学部の教育実習（本学でいう実地教育）と教職大学院の実地研究の履修を終えてから3年次において共通基礎科目を受講することが適切であると考えられる。

また、共通基礎科目は、高度な専門性を備えた教員を育成するために文科省告示で示されている5領域全ての授業科目を履修することとなっており、いわば、教員として備えておくべき資質・能力を集約した性格を有している。このため、本コースの学生の教育上の効果から見た場合、3年次に履修させることが、最もふさわしいものと考えている。

② 学生への日常的なケア・指導態勢

(ア) 教員によるきめ細やかな指導と支援

入学直後から、コース担当教員全員で学生との協議や懇親の機会を持つとともに、本コースの学年担任を中心に毎月ミーティングを行う。また、学生3ないし4人に対して1人の専任教員をチューターとして割り当て、責任を持って指導に当たることとする。

(イ) 研究・研修環境の整備

本学修士課程で開設してきた小学校教員養成プログラムの学生募集を平成19年度で廃止し、20年度からはそのために設置された小学校教員養成プログラム支援室の活用が可能になる。そこには、小学校教員に必要な基礎的文献の他、教員採用試験のための諸資料がそろえられており、コンピュータも備えられているところから、これらを活用して必要な情報の検索と発信、また学生相互の研究・研修を深めることにしている。

学生用の控室も実地研究等の授業を想定して、教材開発・教材研究がしやすい環境に整備する方向で準備をしている。また、教職大学院の連携協力校と大学との連携を図るため設置している教育実践コラボレーションセンターにも、必要な教科書や指導書、連携協力校等の情報をストックしており、いつでも活用できる態勢を整えている。

(ウ) 学生のニーズに応える授業改善

教職大学院の授業を、教員と学生が一体となって評価し改善していくために、学生と教員で構成するコース独自のFD委員会を組織し、FD活動を進めることとしている。既に、平成19年度に設置した新専攻の本コースでは、学生6人と教員3人で委員会を組織し、日常の授業評価に関する話し合いの他、FDハンドブックの作成に向けて活動しているところである。

6. 既設学部（修士課程）との関係

(1) 本学学校教育学部との関係

小学校教員免許を中心とした教員免許を持つ本学学校教育学部（以下「学部」という。）出身の学生は、教職大学院の「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」に進学できる。また、本学学部卒業生は既設修士課程に進学できる。

本学の学部は、人間教育の基礎とされる初等教育に携わる教員を養成することを目的としている。

そのため、教育課程は、子どもの成長と発達について総合的な理解と広い視野の上に、使命感、得意分野、個性を持ち、学校教育の課題に対応できるような教員を養成するための授業科目を配置し、とりわけ実践的指導力を養うために実地教育科目（教育実習等）を多く置いているのが特色の一つとなっている。

この教育課程での教育の成果として、全国の教員養成大学・学部の教員就職率は過去3年連続して全国第1位となっている。

本学では、教職大学院の設置計画を契機とし、これまで全学的な教育目標としてきた「実践的な指導能力をもった教員を養成する」をより具体的に推進するため、学部教育においても平成20年4月から学部教育課程の改革を行うこととしている。

新しい学部教育課程の改革は、本学学部の人材養成に重点を置いた教育課程の充実・精選、現代的な社会課題に対応できる授業科目の構築、キャリア教育の充実と今日の学校教育課題への対応及び実地教育とその他の授業科目のコンカレント（協働）の更なる促進の柱から成り立っている。

これらの改革の目指すものは、教職大学院の人材養成の目的と相通じるものであり、本学においては、教職大学院を設置することにより学部の教育課程改革に取り組む機運が生まれ、相乗的な効果として表れてきている。

本学の専任教員170人のうち、教育・社会調査研究センター（学内教育研究施設）に所属する教員を除く166人は、これまで学部教育に参画しており、既設の修士課程に所属する専任教員及び教職大学院に所属する専任教員も学部教育にそれぞれ関わるため、教育体制には基本的な変更はない。

なお、教職大学院設置のため新たに実務家教員を採用したが、これらの実務家教員も学部教育に参画することとなるので、より実践的な教育を行うことが期待される。

(2) 本学既設修士課程との関係

教職大学院の目的・機能は、学校現場における実践力や応用力など高度な専門性を身に付けた指導的教員を養成することとしており、本学がこれまで修士課程で行ってきた人材養成を更に具体化したものである。

このため、本学では、現在の修士課程を改組して、平成20年4月から教職大学院を設置するが、学校教育研究科の全体規模を変更せず、既設の専攻・コースを転換して入学定員100人規模の教職大学院とすることとする。

教職大学院の設置に伴う、既設専攻・コースについては、本学の設置の理念や人材養成の目的からして、将来的には教職大学院へ移行する割合を増加させることが考えられるが、当

面は①既設の修士課程と教職大学院のコース設定の基本視点が異なること, ②既設専攻・コースへの入学志願者が多いこと等の理由で, 既設専攻・コースでの人材養成と教職大学院での人材養成の2本柱で構成することとする。

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 教職大学院専用の講義室の整備

教職大学院の設置に伴い、本学の共通講義棟3階を専用の講義室として整備した。この講義室では、「共通基礎科目」、「専門科目」の授業を行うこととする。（資料6 教職大学院専用講義室配置図参照）

講義室番号	面積	収容人員	備考
302	98m ²	80人	
304	98m ²	80人	
305	44m ²	30人	
307	44m ²	30人	
311 (学内LAN対応)	106m ²	62人	
312 (SCS教室)	80m ²	24人	

本学の教職大学院学生はパソコンを必携化とし、311教室の各机には情報コンセントを設置しており、同教室を授業で使用しない場合は自由に利用することを可能としている。

(2) 教育実践コラボレーションセンターの設置

本学の教職大学院の実習は10単位（300時間）として設定しているが、これらの実習を円滑に行うことを主な目的として「教育実践コラボレーションセンター」を設置している。

（資料7 兵庫教育大学教育実践コラボレーションセンター規則参照）

（資料8 教育実践コラボレーションセンター配置図参照）

本センターの主要業務は、①連携協力校との連絡調整、②大学と連携協力校との共同研究の企画、③授業実践人材データベースやフィールドデータベース検索システムの運用、④実習に係るe-ポートフォリオシステムの開発、⑤実習に係るFD活動である。

本センターのスタッフは、センター長の他3人のコーディネーターと2人の職員の計6人で業務を行っており、教職大学院の実習実施のため確保した200ヶ所を超える連携協力校との橋渡しを行うこととする。

(3) 設備の整備

「教育実践コラボレーションセンター」の活動に必要な設備及び多様な教育方法を展開するために必要な設備等を年次計画で整備することとし、設備整備計画を策定している。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度
	千円	千円	千円	千円
教職大学院 設備整備計画所要額	53,000	31,000	10,000	10,000

(4) 図書等の資料整備

①本学図書館が現在所蔵している図書は330,649冊である（平成19年3月31日現在）。本学の設置目的は、大学院修士課程に主に現職教員を受け入れ、学校教育に関する理論と実践についての研究能力や実践の場における有能な教員を養成することであり、その視点からも教育実践に係る図書資料をこれまで数多く蓄積してきている。

教職大学院の教育内容から今後必要と思われるものを整備することとするが、当面はこれまで蓄積している図書・資料で対応が可能である。（資料9 本学が所蔵する教職大学院関連の資料及び学術雑誌参照）

また、神戸サテライトにおいても和雑誌及び洋雑誌を計画的に整備する予定である。

②本学では、平成18年度から附属図書館が中心となり運営する機関リポジトリにおいて、本学の教育・社会調査研究センターのデータアーカイブや教育実践コラボレーションセンターと連携協力して、教育実践資料の収集と発信するシステムを構築し、収集した資料をデジタルデータベース化することにより、教職大学院で活用できる資料の収集を積極的に行うこととしている。

③本学の附属図書館では、エルゼビア・シュプリンガー、ケンブリッジ・ブラックウェルなどの出版社が取り扱っている電子ジャーナルについて、論文検索、本文の閲覧・印刷、ダウンロードが可能である。

④図書館閲覧室の閲覧座席数は177席で、学部・大学院収容定員の14%以上となっており、十分な確保ができています。また、閲覧室の外、ブラウジング・ルーム、ライブラリーホール、グループ研究室、AV資料閲覧室、特殊資料室等も整備され、また、きめ細かなレファレンス・サービスも行っており、十分な学術情報機能を果たしています。

⑤本学の図書館は、国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムに加入し、他の大学図書館等とのスムーズな相互利用が可能となっている。また、国立国会図書館、兵庫県立図書館などとネットワークを形成しており、このネットワークを通じて、本学に所蔵していない資料を借り、又は文献複写を取り寄せることが可能となっている。

(5) 学術雑誌の整備計画について

本学の現在所蔵する学術雑誌は3,728種類であり、このうち外国雑誌は1,205種類である。また、電子ジャーナルは4,939種類となっている。（資料10 本学が所蔵する和雑誌、外国雑誌及び電子ジャーナル参照）

教職大学院の開設計画に伴い、新たに関係雑誌を81種類購入する計画である。

また、神戸サテライトにおいても、既に整備済みの39種類に追加して、加東キャンパスと同じ81種類の雑誌を購入する計画である。

(6) 大学院生研究室

教職大学院の院生研究室は下表のとおり14室設置しており、このうち各コースの院生研究室は12室、専攻全体の共用研究室は2室となっている。教職大学院の収容定員に見合った院生研究室は整備済である。（資料11 教職大学院院生研究室配置図及び見取図参照）

○教育実践高度化専攻の院生研究室

区分	部屋番号		面積	収容人員
学校経営コース	教育・言語・社会棟	630号室	26㎡	14人
	"	631号室	19㎡	12人
	"	632号室	26㎡	14人
授業実践リーダーコース	教育・言語・社会棟	614号室	26㎡	16人
	"	616号室	26㎡	16人
	"	618号室	26㎡	16人
	"	625号室	19㎡	12人
心の教育実践コース	教育・言語・社会棟	532号室	26㎡	14人
	"	612号室	26㎡	13人
	"	620号室	26㎡	13人
小学校教員養成特別コース	自然、生活・健康棟	518号室	26㎡	24人
	"	519号室	19㎡	18人
専攻共有スペース	教育・言語・社会棟	624号室	32㎡	30人
	"	629号室	19㎡	18人

(7)教職大学院4コースの開設場所

本学の教職大学院教育実践高度化専攻の4コースが開設する場所は、下表のとおりである。

コース名	昼間クラス	夜間クラス
学校経営コース	加東キャンパス (兵庫県加東市下久米)	神戸サテライト (神戸市中央区東川崎町)
授業実践リーダーコース		
心の教育実践コース		
小学校教員養成特別コース		

8. 入学者選抜の概要

(1) 養成する人材像

本学の教職大学院における人材養成は、次の2つである。

- ① 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と、優れた実践力・応用力を備えた「スクールリーダーの養成」
- ② 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る「新人教員の養成」

このため、教職大学院のコース毎に人材養成目的に則して学生受入を行う。

- ① 将来の校長、教頭等の学校指導者層や教育委員会の指導主事等の教育行政職員を養成しようとする「学校経営コース」については、現職教員を受け入れる。
- ② 優れた教育実践力を備え、学校現場等においてリーダーシップを発揮し、教育の実践改革に取り組む授業実践スペシャリスト教員を養成しようとする「授業実践リーダーコース」は、現職教員及びそれ以外で教員免許状の取得者等を受け入れる。
- ③ 心の教育に取り組むための実践的力を身に付け、学校現場での心の教育実践プログラムの開発・実施・評価にリーダーシップを発揮する心の教育実践スペシャリスト教員を養成しようとする「心の教育実践コース」は、現職教員及びそれ以外で教員免許状の取得者等を受け入れる。
- ④ 小学校の教員免許状は持っていないが、将来小学校で教職に就きたいと考えている人を対象とする「小学校教員養成特別コース」は、大学卒業者や社会人等を受け入れる。
なお、ここでいう社会人等とは、現在職を有している者及び過去に職を有した経験のある者をいう。

以上のとおり、本学の教職大学院では、各コースの人材養成目的毎に受入対象者を設定することとする。

(2) 入学者選抜に係る基本的な考え方

本学の教職大学院（教育実践高度化専攻）は4コースで構成し、入学定員は100人としている。

教職大学院の養成する人材像については、中教審答申において述べられているところであり、本学ではこれを受けて各コース毎の人材養成像を明確にして、それにふさわしい学生を受け入れるため、入学者選抜を行うこととしている。

① 学校経営コース

将来の校長や教頭等の学校指導者層や教育委員会の指導主事等の教育行政職員を養成するため、現職教員を受け入れる。

このため、入学者選抜においては、本人のめざす学校指導職像に関する小論文を課し、それを資料として口述試験を行い、将来の学校等の指導者としてふさわしいかどうかの判定を行う。

② 授業実践リーダーコース

優れた教育実践力を備え学校現場等においてリーダーシップを発揮し、教育の実践改革に取り組む「授業実践スペシャリスト」を養成するため、現職教員及びそれ以外で教員免許状の取得者等を受け入れる。

本コースの入学選抜は、3年以上の教職経験者については、口述試験において受験生自らの学校現場等での授業理論及び実践、研究成果等について試問を行い判定する。

また、現職教員以外については、口述試験の外に授業理論及び実践に関する専攻科目試験と教養試験を行い、本コースの学生として必要な知識等が備わっているかどうかの判定をする。

③心の教育実践コース

このコースは、心の教育に取り組むための実践的力量を身に付け、学校現場での心の教育実践プログラムの開発、実施、評価にリーダーシップを発揮する「心の教育実践スペシャリスト」を養成するため、現職教員及びそれ以外で教員免許状の取得者等を受け入れる。

本コースの入学選抜は、3年以上の教職経験者については、口述試験において、心の教育に関する学校における取組状況や問題関心等についての試問を行い判定をする。

また、現職教員以外については、口述試験の外に専攻科目試験（道徳教育、進路指導、生徒指導、教育相談、学級経営あるいは地域教育活動など、心の教育に関わる基礎的な諸事項）と教養試験を行い、本コースとして必要な知識等が備わっているかどうか判定する。

④小学校教員養成特別コース

このコースでは、小学校の教員免許状は持っていないが将来小学校で教職に就きたいと考えている人を受け入れ、新しい学校づくりの有力な一員となり得る「新人教員養成」を行う。

このため本コースでは、大学卒業者や社会人等を受け入れる。

本コースの入学選抜は、現職教員は対象でないため、筆記試験（提示する課題についての小論文と授業の履修に必要とする基本的な知識についての教養試験）及び口述試験（コースの志望動機・目的、研究等についての試問）を行い、本コースとして必要な資質及び知識等が備わっているか判定をする。

(3)コース別受入要件・入試方法

本学教職大学院の出願資格は、既設の修士課程と同一であるが、人材養成の目的から各コースにおける要件及び入試方法は次のとおりとする。

①学校経営コース

(要件)

- a) 学校教育法施行規則第8条の「教育に関する職」を3年以上経験した者
- b) その他の職業において本採用として3年以上の経験を有する者(教員免許・教職経験のない民間企業等の出身者)

(入試方法)

- 現職の教職員（「教育に関する職」にある者）の場合
 - a) 本人のめざす学校指導職像（学校経営専門職像または教育行政専門職像）に関する小論文
 - b) 小論文を資料とする口述試験
- 現職の教職員（「教育に関する職」にある者）以外の場合
 - a) 本人のめざす学校指導職像（学校経営専門職像または教育行政専門職像）に関する小論文
 - b) 学校指導職に必要な専門的知識・スキルを獲得するに足る学力及び小論文を資料とする口述試験

②授業実践リーダーコース

（要件）

- a) 3年以上の教職経験者
- b) 上記以外で教員免許状取得済みの者および取得見込みの者

（入試方法）

- a) 教職経験者：口述試験
- b) 上記以外の者：筆記試験（専攻科目試験，教養試験），口述試験

③心の教育実践コース

（要件）

- a) 3年以上の教職経験者
- b) 上記以外で教員免許状取得済みの者および取得見込みの者

（入試方法）

- a) 教職経験者：口述試験
- b) 上記以外の者：筆記試験（専攻科目試験，教養試験），口述試験

④小学校教員養成特別コース

（要件）

大学卒業者（卒業見込みを含む）および社会人で小学校の教員免許状を持たない者

（入試方法）

筆記試験（小論文，教養試験），口述試験

(4)夜間の「神戸サテライト」での学生受入について

本学の教職大学院のうち、「授業実践リーダーコース」と「心の教育実践コース」は、神戸サテライトで夜間のクラスを開設し学生を受け入れる。

夜間クラスの開設は、昼間に学校に勤務し、夜間に教職大学院で学ぼうとする意欲のある現職教員を本学として積極的に受け入れようとするものである。

夜間クラスの受入見込数は、両コースともコース受入学生数の2割程度（1コース5人程度）を見込んでいる。夜間クラスの授業は、共通基礎科目は教職大学院の4コースの専任教員が中心となって実施し、専門科目は、コース専任教員全員（授業実践リーダーコース14人、

心の教育実践コース11人)が中心となり、学内の兼担教員や学外の兼任教員も加わって実施することとしている。

夜間クラスの開設に伴う教員の負担軽減については、学生と協議しつつ授業科目を開設することや、現在、既に15の既設専攻・コースのうち、11コースが夜間クラスを開設しているため、本校キャンパスと神戸サテライト間の教員の移動(所要時間、約1時間)について、大学からワゴン車を運行するなど、負担の軽減に努めているところである。

9 取得できる教員免許状

教職大学院の修了生に授与する教員免許状は、中教審答申で提言されているとおり「専修免許状」とする。これは、中教審答申において述べられているとおり、教職大学院への入学要件や専門職学位課程の水準が既設の修士課程相当であること、及び教育課程の内容が専修免許状の取得要件に合致していることによるものである。

具体には、本学の「学校経営コース」の入学は現職教員としていること、「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」の入学は、現職教員又は既に教員免許状取得者としており、これらのコースの修了者には、専修免許状の授与資格を与えるものである。

なお、「小学校教員養成特別コース」の入学は、教員免許を持たない者を受け入れる長期在学コースであり、まず、本学の学部教育で「小学校教諭一種免許状」を取得させ、引き続き教職大学院の修了要件単位を修得すれば「小学校教諭専修免許状」の取得資格を与えるものである。

10. 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法

本学の設置する教職大学院のうち「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」については、夜間においても授業を行う「夜間クラス」を設けることとする。

この場合、修業年限は2年とするが、受入れ学生の実態に合わせて3年をかけて学べる長期履修学生制度も活用できることとする。

授業の実施方法及び履修授業の方法は原則として「昼間クラス」と同一であるが、実習科目については「夜間クラス」の学生は現職教員であるため、実習科目の10単位を3年以上の教職経験を有する者について免除することができる制度を導入する。ただし、「心の教育実践コース」の実習科目「心の教育実地研究Ⅲ」（2単位）については、学校現場での経験に加え、適応指導教室において現場実習を行うことの教育効果を考慮し、夏季休業期間中を利用して履修させることとしている。

この「夜間クラス」は、本学の神戸サテライトで実施するが、本校キャンパス（加東市）と神戸サテライト間の移動には車で約1時間を要するため、移動に際しては大学の用意するワゴン車等を利用することとしている。また、「夜間クラス」で授業を行った翌日は、午前中の授業等を軽減する等の措置をとるなど教員の負担の軽減に配慮している。

神戸サテライトの設置概要は次頁のとおりであるが、サテライトには事務局の教育研究支援部の職員が常時2人勤務してサテライトの運営に携わっている。

また、図書室、コンピュータ教室及び大学院生の合同研究室も備えており、大学院教育を行うにふさわしい環境を整備している。

なお、「夜間クラス」は夜間において実習することが困難なため、実習科目を免除することができる制度の活用可能な現職教員を受け入れることとしており、入学者選抜においては「夜間クラス」を対象とした学生数の枠は特に設けず、「授業実践リーダーコース」、「心の教育実践コース」の全体の中で実施することとする。

11. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

(1) 神戸サテライトの現状

本学の神戸サテライトは、大学院学校教育研究科の修士課程で昼夜開講制とするため、平成12年4月に設置し、平成17年4月からほぼ全ての既設の専攻・コースで夜間クラスを開講している。

神戸サテライトでの夜間クラスは長期履修学生制度を活用することも可能であり、平成19年4月現在で学校に勤務しながらサテライトに通う現職教員や社会人等163人が在籍している。

平成19年4月に、これまで神戸市内で借用していた語学専門学校から地元の神戸新聞社本社ビルに移転したが、本学では移転を契機に講義室、演習室、コンピューター教室の整備、院生合同研究室・図書室及び併設する臨床心理相談室の充実等、サテライトの教育研究環境の整備・充実を行った。(資料12 神戸サテライトの概要（施設内容、平面図参照）)

神戸サテライトの授業時間は次のとおりであり、本校キャンパス（加東市）と神戸サテライト間の教員の移動は、毎日大学から2往復運行するワゴン車等を利用することとしている。

(神戸サテライトの授業時間)

第6時限	午後6時30分～8時
第7時限	午後8時10分～9時40分

(神戸サテライトの施設内容)

施設名	室数	面積	備考
講義室	6	308㎡	
演習室	10	206㎡	
コンピューター教室	1	50㎡	
院生合同研究室・図書室	1	74㎡	
臨床心理相談施設	7	215㎡	
事務室・教員控室	1	38㎡	
その他		229㎡	倉庫、給湯室、ロビー、廊下等
合計		1,120㎡	

(2) 教職大学院のサテライトでの開講

本学の設置する教職大学院4コースのうち、「授業実践リーダーコース」及び「心の教育実践コース」については、神戸サテライトにおいても授業を実施する昼夜開講制とする。このコースは、昼間に学校等に勤務しながら夜間での教職大学院で教育を希望する現職教員を対象とするものである。

夜間のクラスは、受け入れる学生の実態に合わせて3年かけて学べる長期履修学生制度も活用できることとする。

両コースとも夜間で行う教育内容・方法は昼間と同一であるが、現職教員であるため、「実習科目」10単位を教職経験をもって当該実習とみなすこととする。ただし、「心の教育実践コース」の実習科目「心の教育実地研究Ⅲ」（2単位）については、夏季休業期間等を利用して履修させることとする。

なお、両コースの夜間の学生受入人数は特に設定せず、コース全体の入学定員の枠内で対応することとする。

また、「学校経営コース」の実習はインターンシップの実習内容から教職経験のみで免除することができないこと、及び「小学校教員養成特別コース」の実習は教職経験のない者を入学させるため夜間に実習することが困難であり、このコースは夜間での学生受入を行わないこととしている。

(3)「神戸サテライト」の具体的整備計画

本学の神戸サテライトは、平成19年4月に、神戸市中央区に位置する神戸新聞本社ビル（神戸情報文化ビル）に移転したが、移転を契機に各施設の整備を行っている。

なお、神戸サテライトの整備の概要は、資料12 神戸サテライトの概要（施設内容、平面図）のとおりである。

12. 自己点検・評価等

(1) 全学的な自己点検・評価への取組

本学の中期目標では、全学的な自己点検・評価の実施の基本方針及び評価結果を大学の教育研究並びに組織及び運営の改善に結びつけるための基本方針がそれぞれ定められている。

この中期目標に従って、中期計画、年度計画が設定され、毎年度自己点検・評価を実施しており、教職大学院が設置された場合においても、この中期目標・中期計画に従って教職大学院について自己点検・評価を行う年度計画を策定することとする。

なお、年度計画に基づく具体的実施方法、実施体制は次のとおり計画している。

(2) 教職大学院の自己点検・評価

① 実施方法

入学者選抜方法、授業、教育課程や、運営方法に関する学生の批評や要望を常時、専攻長、コース長のもとに集約するシステムをつくる。

また、学期毎に、評価シートによって、すべての授業について受講生による評価を行う。また、教育課程の評価を全学生を対象としたアンケートとヒアリングによって行う。

入学者選抜方法、授業、教育課程や、運営方法について評価項目を設定し、関係する全教員による自己評価を行う。

② 実施体制

評価シート、アンケート・ヒアリングなど評価の内容・方法は、専攻長、コース長を中心に企画・運営委員会によって作成され、必要に応じて修正をする。

すべての評価結果は企画・運営委員会のもとに集約され、全教員に開示される。改善策を企画・運営委員会で検討を行い、大学の評価委員会に報告して全学的な視点から改善実施を行う。

③ 評価結果と改善方法の公表

すべての評価結果と課題、改善策をウェブ等を通じて公開する。

(3) 外部評価

学校教育法で義務づけられた外部評価機関による認証評価を定期的に受けることに加え、本学独自の外部評価システムによる評価を行うこととする。

本学の教職大学院の運営組織として「外部評価委員会」を設置し、学識経験者、教育委員会関係者、校長会関係者等の外部者で構成して、教職大学院の入試方法、教育課程、授業の在り方、運営方法など全般にわたる評価を受けることとしている。

教育課程、授業の在り方の評価活動は次のように計画している。

① 「外部評価委員会」による授業の視察

② 大学院生が学期毎に行う授業評価シートによる評価内容の把握

③ 大学院生を対象としたアンケート調査とヒアリングの実施

④ 授業担当者及び連携協力校の実習担当教員からのヒアリングの実施

⑤ 各種の評価内容を分析し、評価報告書の作成・公表

(4) 修了生の追跡調査

修了生の追跡調査を行い、進路状況、発揮されている力量、学校や教育委員会による評価などを調査する。その結果を、教職大学院の教育課程、入学者選抜方法、運営体制等の改善に活用する。

また、同窓会組織（修了生ネットワーク）からの意見収集も行う。

定期的に修了生や受入先の教育委員会・学校関係者を集めたシンポジウムやフォーラムを開催し、教職大学院への要望等を集約する。

13. 情報の提供

(1)大学の教育研究活動に係る広報活動

本学は、主に現職教員の学校教育に関する高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院教育（修士課程）を主な使命として設置されている。大学の設置目的に沿って現職教員の再教育の中心機関としての役割を果たすため、これまで大学院の専攻・コースの新設・再編、教育課程の改善、神戸サテライトにおける夜間クラスの設置等の取組を行ってきた。

これら大学での取組を全国の現職教員、都道府県・市町村教育委員会関係者及び将来教員を目指そうとする者に正確・迅速に伝え理解を得ることが極めて重要である。

このため、本学では各種の情報媒体を活用して積極的な広報活動を展開しており、その結果、近年修士課程の入学定員300人に対し約2倍の志願者があり、このような取組が入学志願者の増加につながっている。

本学の教育研究情報の提供等の主な広報活動については、次のとおりである。

①本学PR用印刷物等の作成

本学の大学院案内、各専攻・コース毎の案内パンフレット、大学が重点的に取り組んでいる改革パンフレットの作成

②大学院案内ホームページ等の作成

大学院案内ホームページ、大学院案内ビデオ・DVD、大学院の公開授業DVDの作成

③Hyokyo-netの整備

本学大学院修了生、学部卒業生と大学を結ぶネットワークで、本学の教育研究活動のPR

④本学の大学院説明会の開催

平成19年度の実施回数 神戸（8回）、東京・大阪（各1回）

附属学校を設置する学校法人への説明会 東京・大阪（各1回）

⑤大学院入試相談室の設置

神戸サテライトで本学の教育研究活動のPRと入試相談を行うため、入試相談室と入試広報資料コーナーの設置

⑥個別訪問

学長、副学長が都道府県教育委員会を訪問

教員が各大学の教職担当教員を訪問

⑦大学院広報資料の送付

国公立大学、都道府県教育委員会・教育センター、兵庫県・大阪府の小・中・高・特別支援学校等に送付

⑧イベント等への参加

Web大学・大学院展、就職フォーラム、大学院進学フェアへの参加

⑨印刷出版物への掲載

現職教員が購読する雑誌、新聞等への掲載

(2)教職大学院の教育研究情報の提供

教職大学院は、平成20年度から制度化されるが、教職大学院の目的、機能、教育内容、

教育方法等が現職教員をはじめ社会に十分理解されていない嫌いがある。本学では上記の広報活動を通じて本学が教職大学院でどのような人材育成を行おうとしているかについてPRすることにより、教職大学院の入学志願者の増加につながるものと考えている。

なお、具体の情報提供項目は次のとおりである。

- ①本学の教職大学院の設置の趣旨，目的
- ②各コースの特色，コース所属専任教員の情報
- ③教職大学院の教育課程，シラバス
- ④学校等における実習内容，方法
- ⑤教育実践コラボレーションセンターの活動情報
- ⑥学校や教育委員会との連携
- ⑦自己点検・評価の情報
- ⑧入試情報
- ⑨修了者の教育現場等での活動情報

14. 教員の資質の維持向上の方策

(1) ファカルティー・ディベロップメント (FD) の必要性

教職大学院の教育効果を上げるためには、FDが不可欠である。FDでは、大学教員に対しては、その高度の専門性と実務家教員の実践性とを結合させる意識とスキルの育成並びに個人的な教育の自由よりも、専攻・コースの教育目標達成を優先する意識の育成が図られる。教職大学院の設置に伴い就任した実務家教員等に対しては、本学大学院の理念・目的、歴史・伝統、全体の教育課程などの基本事項を効果的に知らせる。

このような目的のFDは組織的に行うことが必要である。教職大学院の運営組織として設置した「授業改善・FD委員会」が組織的なFDの開発と実施にあたる。委員会を通じて以下のような活動が行われる。

(2) 教職大学院のFD活動

① 授業評価による職能向上

教職大学院では、多くの授業科目を実務家教員を含む複数の教員で担当する。そうした協働授業を進めることを通じて、常に授業内容や授業方法について協議をし、問題点の修正、改善を行う。それを通じて双方の授業能力が向上する。具体的には次のような取組を行う。

- (ア) すべての授業を公開する。公開することにより、様々な意見、助言を受け、授業内容、授業方法の改善を図る (ピアレビュー)。
- (イ) 毎年度、授業科目毎に、学生による授業評価、教員による自己評価を行い、授業の内容や方法について点検し、改善を図る。
- (ウ) 毎年度、教育課程の体系について、学生による教育課程評価、教員による自己評価を行い、教育課程の体系性、実践性、有効性について点検を行うとともに、各授業の内容について必要な修正を行う。
- (エ) 修了生による評価、修了生に対する教育委員会の評価を行い、教育成果と問題点を把握し、必要な修正、改善を行う。

② 学校、教育委員会との連携事業を通じた職能向上

これまで、兵庫県、神戸市等との間で、管理職研修を中心として各種の現職教員研修を連携して開発・実施している。これは、とりわけ大学側教員の教育実践力の向上を図るFDの機会となっている。今後もこうした現職教員研修の連携事業を継続、発展させることにより、教職大学院の教育課程、教育方法の改善・充実と教員の実践的な授業能力の向上を図る。

③ 情報教育の講習会の実施

教職大学院における実習を円滑かつ効果的に実施するため、eラーニングのシステムを活用する。各教員が同システムを積極的に活用していくよう、eポートフォリオなどを用い、新しい授業実践に必要な情報教育の講習会を適宜開催するなど、スキルアップを図る。

15. 管理運営の考え方

(1) 教職大学院の管理運営

本学の教職大学院は、学校教育研究科内に一専攻として設置することとする。

このため、大学の教学の審議機関としての教育研究評議会をはじめ、学内の各種委員会には、教職大学院（教育実践高度化専攻）の代表者も参画することとなり、全学的な視点から運営を行うこととする。

なお、教職大学院の独自性を発揮するとともに、運営を有機的かつ効果的に行うため「兵庫教育大学学校教育研究科教育実践高度化専攻の運営組織に関する規程」を制定することとする。（資料13 兵庫教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻の組織運営に関する規程（案）参照）

(2) 教職大学院の運営組織

教職大学院の規程等に掲げる運営組織と主な活動内容は次のとおりである。（資料14 教職大学院の運営組織図参照）

① 専攻長

任務：専攻における教育及び運営に係る校務を統括する。

選考方法：「兵庫教育大学の教育研究組織に関する規則（平成18年規則第1号）」に基づき、専攻会議委員の中から学長が指名する。

② 専攻会議

任務：専攻共通の課題等について審議するとともに連絡調整を行う。

構成：専攻長，コース長，各コースから選出された教員各1人，専攻長が指名した者

③ 企画・運営委員会

任務：専攻の運営等について企画，立案を行う。

構成：専攻長，コース長，教育実践コラボレーションセンター長，各コースから選出された教員各2人，専攻長が指名した者

④ 授業改善・FD委員会

任務：専攻担当教員のFDの開発と実施を行う。

構成：専攻長，コース長，教育実践コラボレーションセンター長，各コースから選出された教員各2人，専攻長が指名した者

⑤ 外部評価委員会

任務：専攻の入試方法，授業，教育課程，運営方法等について評価を行う。

構成：学識経験者，教育委員会関係者，学校長会関係者等の中から学長が委嘱した者
若干人

⑥ 連携協力校連絡協議会

任務：実習計画（実習校の選定を含む。）について協議を行うとともに、連携協力校からの要望を取りまとめ全連携協力校を対象とした事業（研究会等）の企画を行う。

構成：副学長，専攻長，各コース長，教育実践コラボレーションセンター長，各コースの実習担当教員，教育委員会関係者 若干人，連携協力校関係者 若干人

⑦実習連絡調整委員会

任務：学校現場等における各コースの実習を円滑に実施するための連絡調整を行う。

構成：各コースの実習責任者（各1～2人），教育実践コラボレーションセンター長，センターのコーディネーター

(3)教育実践コラボレーションセンターの活動

本学の教職大学院における実習を連携協力校の協力を得て効果的に運営するとともに、大学と連携協力校との共同研究等を推進するため、平成19年4月に「教育実践コラボレーションセンター（以下センターという。）」を設置した。

センターでは、センター長の外コーディネーター3人，事務スタッフ2人を配置し、教職大学院の運営組織と協働して次の事業を実施することとしている。

- ①実習に係る連携協力校との連絡調整
- ②連携協力校の学校経営と教育実践の実態把握
- ③連携協力校の拡充と連携協力校相互のネットワークの形成
- ④本学と連携協力校との共同研究の企画
- ⑤連携協力校連絡協議会の企画・立案
- ⑥教育実践人材データ・フィールドデータ検索システムの運用
- ⑦実習に係るe-ポートフォリオシステムの開発
- ⑧実習に係るFD活動

また、センターでは、教職大学院の学生に対し、

- ①フィールドデータバンクや学校要覧などを準備し、連携協力校などの学校現場の情報提供
- ②教科書・指導書，教師教育のビデオ・DVD教材などを準備し、専門的・実践的な教育資料の閲覧
- ③教育長，教育委員会指導主事，小・中学校長などを歴任した，学校現場における豊かな実績と経験をもつスタッフが常駐し，実習に係る各種相談に応じる等のサービス業務も提供することとしている。

本センターの最も主要な業務は、実習を円滑に行うため連携協力校との連絡調整である。現在、連携協力校は兵庫県下の21市町の教育委員会，小・中学校や適応指導教室等の協力を得て203校を確保し，実習の実施に向けた準備を行っており，今後，センターが中心となり，大学と連携協力校とのコーディネート業務を推進することとする。

16. 連携協力校等との連携・実習

(1) 連携協力校等の連携

① 連携協力校等の確保

本学の設置する教職大学院には、既設の修士課程と同様に、全国の教育委員会等からの派遣による現職教員、大学院の修学休業制度等を利用して入学する現職教員をそれぞれ受け入れるとともに、現職教員以外すなわち大学学部で教員免許状を取得している者又は社会人等で教員免許状を取得していない者など各コースの人材養成の目的に沿って幅広く受け入れることとしている。このうち現職教員は、原則として現任校で実習を行うこととし、その他の学生は本学が用意する兵庫県内の小・中学校及び適応指導教室等の連携協力校で実習を行うこととする。

なお、現職教員は全国の教育委員会から派遣されてきており、遠隔地のため実習に支障があると考えられる場合は、県内の連携協力校で行うこととしている。

連携協力校を確保するため、本学では、コース別の受入学生数や現職教員とその他の学生の比率を基に下表のとおり連携協力校の必要数を見込むこととした。

(連携協力校の必要見込数)

区 分	コース別受 入人員 (人)	コース別収 容人員 (人)	内訳見込		必要連携協力校(校)			備考
			現職 (人)	その他 (人)	小・中学 校	小学校	適応指導 教室	
学校経営コース	20	40	40	-	-	-	-	
授業実践リーダーコース	30	60	40	20	10	-	-	1校2人
心の教育実践コース	20	40	20	20	10	-	10	1校2人 適応2人
小学校教員養成特 別コース	30	60	-	60	-	20	-	1校3人
計	100	200	100	100	20	20	10	

(注1) 現職教員は、現任校で実習を行うことを想定しているため、必要連携協力校数には含まれていない。

(注2) 小学校教員養成特別コースは、長期在学制度による3年制であり収容人員は90人であるが、本表の大学院の実習のための連携協力校算出のための基礎としては、収容人員を60人としている。

なお、本学では、学生の実習をより効果的に行うため、連携協力校が取り組んでいる教育課題や研究内容をあらかじめ調査し、実習学生の教育研究課題とマッチングさせることにより、大学と連携協力校双方にメリットのあるシステムを構築することとしている。このため、マッチングがより円滑に行われることを考慮して、兵庫県内のうち学生が通学できる範囲で連携協力校を確保することとした。

現在、小学校153校、中学校31校、その他幼稚園や特別支援学校4校、適応指導教室14箇所、及び兵庫県立教育研修所 合計203校の連携協力校を確保している。

(資料15 兵庫教育大学連携協力校一覧参照)

なお、本学の附属小学校、附属中学校においては、「授業実践リーダーコース」の「メンタリング実習」を担当することとし、実習学生に附属学校教員の学部学生への教育実習指導を通して教員養成メンター（教員養成指導者）としての指導資質能力の基礎を身に付けさせることにしている。また、兵庫県立教育研修所においても、同実習科目を担当していただき、実習学生に対して教員研修メンター（教員研修指導者）としての資質能力を養成することとしている。

②大学と連携協力校との学校現場を重視した連携

教職大学院における実習科目は、実践的指導力の強化を図るため、現任校や連携協力校等における実習を10単位行う。この実習は、兵庫教育大学と連携協力の協定を締結した「連携協力校」（現任校も含む）で行う。また、この実習活動及び大学と連携協力校が共同で取り組む教育実践活動を共同研究として位置づけ、双方の教育充実に向かう教育活動を推進する。

ここでいう大学と連携協力校が共同で取り組む「共同研究」は、その内容や方法が各連携協力校の実態によって異なる。そこで、ここに予想される「共同研究」のタイプをあげてみることにする。

タイプ1. 全校で行う教員研修

タイプ2. 学年や教科で行うグループ研究

タイプ3. メンターを中心に行う研究

タイプ4. その他の形態

以上のような研修・研究のタイプが考えられるが、これ以外のタイプも可能である。

次に、共同研究の課題例をあげてみることにする。

(7)学校経営に関する研究

社会の急激な変化や価値の多様化が急激に進む現在、法改正や教育改革が進められている。今こそ学校経営の大切さが強調されており、学校教育目標の設定、教員組織の課題、学校運営のための財政、家庭・地域との連携、学校評価など様々な学校経営の視点から研究を推進する。

(1)学級経営に関する研究

学級は、児童・生徒にとって学校生活の基盤となる場(社会)である。具体的には、教科学習の場、社会性を身につける場及び社会的基本的な生活習慣を身につける場でも

ある。又、コミュニケーション能力を培い人間関係を広げていく場として、現在最も重視されている。

学級経営に関する研究では、教育活動を効果的に進める方策、児童・生徒をどのように把握し理解するか、担任と児童・生徒の信頼関係の構築、家庭との連携などの視点から研究を推進する。

(ウ)教科指導に関する研究

教科指導を通して児童・生徒の望ましい成長をめざすため、そのあり方を追究していく研究では、教材の価値の見極め、教材の内容を通して学習過程の構成、児童・生徒の知識・能力の把握、学習成果の評価などの視点から研究を推進する。

(エ)特別活動の指導に関する研究

特別活動では、児童・生徒の活動がすべてである。学習指導要領においても指導内容ではなく、児童・生徒による活動内容が示されている。

指導の留意事項及び研究の視点としては、児童・生徒の活動の主体となる環境問題、人間関係を形成していく集団生活の指導、特別活動の年間計画への位置づけなどがあげられる。

(オ)生徒指導に関する研究

生徒指導の課題には、2つのアプローチが考えられる。第1は、不登校（登校拒否）やいじめなど問題行動への対応、第2は、自己指導能力を育てる生徒指導の発達の観点である。生徒指導に関する研究の視点として、教師と児童・生徒の共感的関係の確立、学校と家庭との指導の一貫性、全教職員による指導体制などがあげられる。

(カ)心の教育に関する研究

一般的に「心の教育」は、単に道徳教育や特別活動等の場のみで行われるものではなく、学校における全教育活動で行われるものである。また、学校以外のすべての機会においても実現されるべきことである。

「心の教育」に関する研究の視点としては、「心の居場所」としての学級経営、道徳の指導計画、キャリア教育や人権教育等の指導計画、学校行事の年間計画の策定、「心の教育」の指導体制などがあげられる。

(2)実習の具体的計画

①実習の基本計画の考え方

本学の教職大学院の実習は、教育課程編成の考え方や教育方法の特色でも述べているとおり、理論と実践の融合を図る理念のもとに計画してきた。具体には、長期にわたる学校現場での実習を効果的に行うため、各コース毎に実習基本計画を策定して実習の現場となる連携協力校と協議を行ってきた。

本学が作成した各コース毎の実習基本計画では、まず実習の目的を定め、実習科目の配

当年度や実習時期、実習校（連携協力校）の必要数を掲げている。また、具体的実習内容、指導計画・体制、実習の準備・進め方、評価方法等について実習科目毎に定めるとともに実習の個別計画表、実習日誌、実習評価票等の様式も定めている。これは実習施設である連携協力校が多く、実習の運営や効果の測定等に統一性を持たせるため、実習基本計画であらかじめ定めたものである。

また、現職教員学生は、現任校で実習を行うこととするが、実習で体験する主要活動や実習で学ぶ課題等を実習科目の個別計画で設定して毎日の活動状況を記述させることとしている。なお、本学の実習担当教員と学校現場の実習指導教員が連携しながら十分な事前指導・中間指導等を行い、現職教員学生が現任校で日常勤務とならないような配慮を行うこととしている。

なお、これらの実習を円滑かつ効果的に実施するため、本学に平成19年4月に「教育実践コラボレーションセンター」を設置し、連携協力校との連絡調整を図ることとしている。

②各コース別の実習の基本計画は、（資料16-1～資料16-4）のとおりである。

(ア)学校経営コース……………資料16-1

(イ)授業実践リーダーコース……………資料16-2

(ウ)心の教育実践コース……………資料16-3

(エ)小学校教育養成特別コース……………資料16-4